

令和 6 年度

政府が講じた死因究明等
に関する施策

厚生労働省

この文書は、死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）第9条の規定に基づき、令和6年度に政府が講じた死因究明等に関する施策について報告を行うものである。

令和 6 年度

政府が講じた死因究明等 に関する施策

厚生労働省

死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号。以下「基本法」という。）は、死因究明等（死因究明及び身元確認をいう。以下同じ。）に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与することを目的として、令和元年6月に制定された。

基本法により、政府は、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、死因究明等に関する施策に関する推進計画（以下「死因究明等推進計画」という。）を定めなければならないとされ、関係閣僚等を構成員とする死因究明等推進本部（以下「本部」という。）の下で開催された多方面の有識者を構成員とする死因究明等推進計画検討会における議論を踏まえ、令和3年6月、死因究明等推進計画が閣議決定された。

死因究明等推進計画は、死因究明等の到達すべき四つの水準（①死因究明等が、政府及び地方公共団体を始めとする社会全体において、重要な公益性を有するものとして認識され、位置付けられること、②必要と判断された死因究明等が、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえつつ、資源の不足等を理由とすることなく、実現される体制が整備されること、③全ての死因究明等が、専門的科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に、適切に実施されること、④死因究明の成果が、死者及びその遺族等の権利利益の擁護に資するとともに、疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上・増進に資する情報として広く活用され、災害・事故・犯罪・虐待等における被害の拡大防止、予防可能な死亡の再発防止等にも寄与すること）を目指して死因究明等を推進するものとし、基本法に掲げられた九つの基本的施策（①死因究明等に係る人材の育成等、②死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備、③死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備、④警察等における死因究明等の実施体制の充実、⑤死体の検案及び解剖等の実施体制の充実、⑥死因究明のための死体の科学調査の活用、⑦身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備、⑧死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進、⑨情報の適切な管理）ごとに、関係省庁が講すべき施策を整理して示している。

各施策の対象期間は、特に達成時期について具体的な記載がある場合を除き、死因究明等推進計画策定後3年程度を目安としており、関係省庁が緊密に連携しつつ、死因究明等推進計画に盛り込まれた各施策の推進状況を定期的に確認するなどして、死因究明等に関する施策の適切な推進を図っている。

死因究明等推進計画は、3年に1回、検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することとされており、本部の下で開催された死因究明等推進計画検証等推進会議における議論を踏まえ、令和6年7月、死因究明等推進計画の変更が閣議決定された。

変更後の死因究明等推進計画では、高齢化の進展に伴う死亡数の増加や、家族や生活のあり様の変化による死亡場所の傾向の変化、大規模災害の発生リスク、新興感染症の脅威等を踏まえ、死因究明等に係る人材の育成及び確保並びに体制整備の推進に向け、必要な施策等を推進することとしている。

以下では、死因究明等推進計画に基づき、関係省庁において、令和6年度中に講じた死因究明等に関する施策について、上記の九つの基本的施策ごとに記述する。

目 次

第1章 死因究明等に係る人材の育成等

第1節 医師、歯科医師等の育成及び資質の向上	2
1 法医学、歯科法医学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点の整備等	2
2 大学に対する死因究明等推進計画等を踏まえた教育内容の充実の要請	2
3 死体検案研修会の充実	3
4 異状死因究明支援事業等の検証等	4
5 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等	4
6 検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元	6
7 死亡時画像診断に関する研修会の充実	6
8 小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集及び分析等	7
9 死亡時画像診断に関する研修会等への警察による協力	8
10 死因究明等に係る研修会の実施及び協力についての大学への要請	8
11 都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等	9
12 大学への死因究明等に係るカリキュラム内容や教育方法等の事例の紹介	10
13 大学への死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性の周知	10
14 法医解剖の実施施設を研修施設とすることも可能であること等の医師臨床研修指導ガイドライン への明示	10
第2節 警察等の職員の育成及び資質の向上	12
1 検視官、検視官補助者等に対する教育訓練の充実	12
2 全国会議等を通じた各都道府県警察の好事例等に関する情報共有	12
3 死体取扱業務に必要な知識及び技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充	13
4 海上保安官の鑑識業務等に関する研修の充実	13
5 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等	14
6 都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等	14
トピックス 1 第二管区海上保安本部における鑑識官等の育成	15

第2章 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

1 法医学、歯科法医学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点の整備等	18
トピックス 2 長崎大学における取組	19

第3章 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

1	地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備の要請	22
2	地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの活用促進等	22
3	施策の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査の実施	23
4	地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力	24
5	地方公共団体に対する地方協議会の積極的な開催の促進及び協力	25
6	地方の関係機関又は団体に対する地方協議会の活用に向けた協力等についての指示又は要求	25
7	警察等の検視又は調査への立会いをする医師や検査する医師のネットワーク強化に関する協力	26
8	歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力	26
	トピックス3 滋賀県死因究明等推進協議会における取組	28
	トピックス4 京都府における承諾解剖と遺族支援に関する取組	31

第4章 警察等における死因究明等の実施体制の充実

1	一層効果的かつ効率的な検視官の運用	34
2	司法解剖及び調査法解剖の委託経費に関する必要な見直し	34
3	必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備等	35
4	死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会等との連携強化等	36
5	死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の構築及び強化	36
6	「身元確認照会システム」の適正かつ効果的な運用	37
7	身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等	38
8	鑑識官の配置の拡充による検視等実施体制の充実	39
9	死体取扱業務に必要な知識及び技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充	40
10	海上保安庁における死体取扱業務に必要な資機材等の整備	40
11	死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するための海上保安庁と都道府県医師会、法医学教室等との協力関係の構築及び強化	41
12	身元不明死体に係る必要なDNA型鑑定、歯牙の調査等を確実に実施するための海上保安庁と都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の構築及び強化	41
	トピックス5 検視官の育成に向けた取組	42

第5章 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

第1節	検案の実施体制の充実	44
1	警察等の検視又は調査への立会いをする医師や検案する医師のネットワーク強化に関する協力	44
2	死体検案研修会の充実	44
3	異状死死因究明支援事業等の検証等	44
4	死亡時画像診断に関する研修会の充実	44
5	地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力	44
6	小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集及び分析等	44
7	検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元	45
8	異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援	45
9	検案に際して行われる検査の費用等の金額の基準や算定根拠の在り方に係る研究成果の取りまとめ等	46
10	死亡診断書（死体検案書）の様式及び電子的交付の検討	47
11	検案に従事する臨床医等が死因判定等について悩んだ際に法医学者に相談できる体制の運用及び充実	47
12	死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請	48
第2節	解剖等の実施体制の充実	49
1	地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力	49
2	死因究明に関して中核的な役割を果たす医療機関等の施設及び設備を整備する費用の支援	49
3	異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援	50
4	死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請	50
	トピックス6 東京都監察医務院における取組	51
	トピックス7 我が国における死亡数等の推移と各都道府県における解剖実施体制	52

第6章 死因究明のための死体の科学調査の活用

第1節	薬物及び毒物に係る検査の活用	56
1	地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力	56
2	死因究明に関して中核的な役割を果たす医療機関等の施設及び設備を整備する費用の支援	56
3	異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援	56
4	各地域における死因究明に係る薬毒物検査の持続可能な体制の検討及び整備への支援	56
5	必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備等	57
6	警察における必要な定性検査の適切な実施	57
7	死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会等との連携強化等	58

8	海上保安庁における必要な予試験の確実な実施	58
9	死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請	59
	トピックス8 薬毒物検査拠点としての旭川医科大学における取組	60
第2節	死亡時画像診断の活用	61
1	地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力	61
2	死因究明に関して中核的な役割を果たす医療機関等の施設及び設備を整備する費用の支援	61
3	異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援	61
4	死亡時画像診断に関する研修会の充実	61
5	小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集及び分析等	61
6	死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会等との連携強化等	61
7	死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の構築及び強化	62
8	死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請	62
	トピックス9 香川県警察における死亡時画像診断の活用	63

第7章 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

1	歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力	66
2	「身元確認照会システム」の適正かつ効果的な運用	66
3	身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等	66
4	歯科診療情報を身元確認において活用するための大規模データベースの構築に向けた検討等	66
5	身元不明死体に係る必要なDNA型鑑定、歯牙の調査等を確実に実施するための海上保安庁と都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の構築及び強化	67

第8章 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

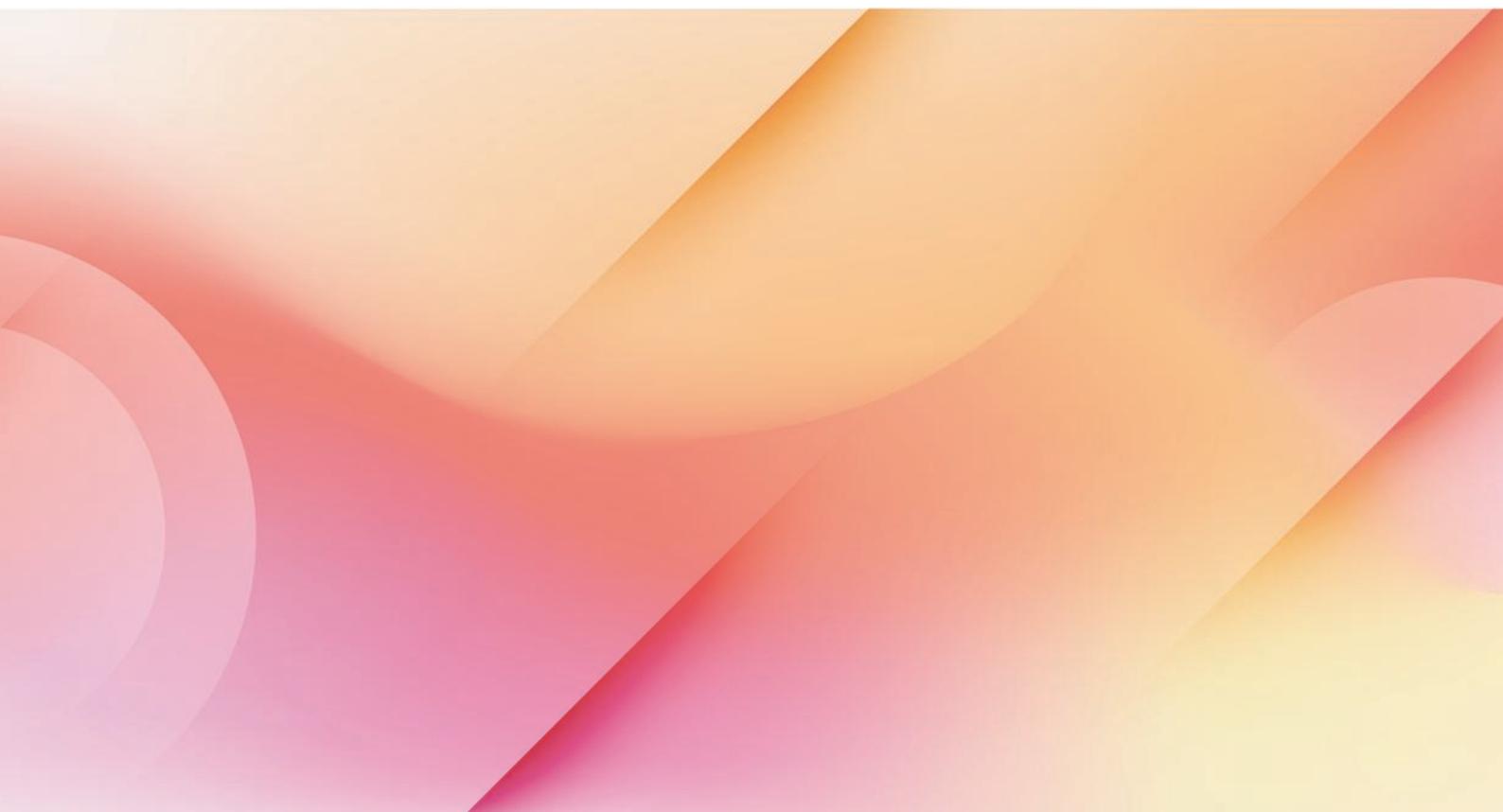
第1節	死因究明により得られた情報の活用	70
1	死因・身元調査法に基づく通報の実施	70
2	解剖、死亡時画像診断等の情報を収集するデータベースの構築等	70
3	異状死死因究明支援事業等の検証等	71
4	都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等	71
5	死亡時画像診断に関する研修会等への警察による協力	71

6	検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元	71
7	死亡診断書（死体検案書）の様式及び電子的交付の検討	71
8	CDRに関する体制整備についての必要な検討	71
9	虐待による死亡が疑われる事例の児童相談所等への共有	73
	トピックス 10 三重県におけるCDRの取組	74
第2節	死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進	76
1	犯罪捜査の手続が行われた死体に係る死因等についての丁寧な遺族等への説明	76
2	犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等についての丁寧な遺族等への説明	76
3	解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に対する 遺族等への説明の依頼	77
4	死亡診断書（死体検案書）の内容についてできるだけ丁寧に説明すべきことについての周知	77

第9章 情報の適切な管理

1	死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対する情報管理の重要性の周知徹底	80
---	---------------------------------------	----

○本白書は、原則として2025年9月30日までに入手した各省庁等の死因究明等施策に
関する実績やデータ等に基づいて記載している。
○白書公表後にデータの表記や数値が変更される場合がある。



第1章

死因究明等に係る人材の育成等

第1節	医師、歯科医師等の育成及び資質の向上	2
第2節	警察等の職員の育成及び資質の向上	12

第1節

医師、歯科医師等の育成及び資質の向上

1 法医学、歯科法医学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点の整備等

【施策番号1^{注1)}】

文部科学省においては、平成29年度以降、基礎研究医養成活性化プログラムにより、不足する病理学や法医学等の基礎研究分野における優れた人材を養成するため、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築を見据えた体系的で優れた教育を実施する国公私立大学の取組に対して必要な経費を支援してきた。

また、令和3年度からは、同事業において、新たに法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学、その所在する地方公共団体等と連携し、法医学分野を目指す大学院生の養成や、臨床医、臨床歯科医等の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援してきた。

これらの取組の結果もあり、令和6年5月1日時点で約170名の大学院生等が法医学や歯科法医学等の死因究明等に関する専門的教育を受けている。

2 大学に対する死因究明等推進計画等を踏まえた教育内容の充実の要請

【施策番号2】

文部科学省においては、医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラムに盛り込まれた法医学、法歯学、薬毒物分析等に関連する記載について、その内容を大学に周知するとともに、死因究明等推進計画の内容等を踏まえた教育内容の充実を要請している。

令和6年度は、全国医学部長病院長会議定例社員総会や、歯科大学学長・歯学部長会議等の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、教育内容の充実を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

注1) 死因究明等推進計画（厚生労働省ホームページ参照）との対応状況を明らかにするために付したもの。

資料1-1-2 医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラム（抜粋）

医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラム【令和4年度改訂】（抜粋）

第2章 学修目標 SO-03: 法医学 死の判定や死亡診断と死体検案を理解する。 SO-03-01: 死と法 SO-03-01-01 植物状態、脳死、心臓死及び脳死判定について理解している。 SO-03-01-02 異状死・異状死体の取扱いと死体検案について理解している。 SO-03-01-03 死亡診断書と死体検案書を作成できる。 SO-03-01-04 個人識別の方法を理解している。 SO-03-01-05 病理解剖、法医解剖（司法解剖、行政解剖、死因・身元調査法解剖、承諾解剖）について理解している。	
歯学	C-4-4 法歯学 歯科的立場において社会での治安維持に貢献するために、法歯学に基づく方法を理解する。 学修目標： C-4-4-1 事件、事故及び災害時の犠牲者に対する法歯学的検査の手順、方法及びこれに関連する法規を理解している。 C-4-4-2 歯科領域に関連する損傷の検査及び鑑定について理解している。 C-4-4-3 法医解剖（司法解剖、行政解剖、死因・身元調査法解剖、承諾解剖）を理解している。
薬学	＜学修目標＞ 3)死因究明に関する社会的な影響、国際的な動向の解析、関連する規制・制度、及び関連法規の理解のもとに、実効性のある薬学的アプローチを立案する。 ＜学修事項＞ (7)死因究明における毒性学・法中毒学的アプローチ

出典：文部科学省資料による

3 死体検案研修会の充実

【施策番号3】

厚生労働省においては、平成26年度以降、検案する医師の検案能力の向上を図ることを目的として、公益社団法人日本医師会（以下「日本医師会」という。）に委託して、検案に従事する機会の多い臨床医等を対象に、在宅死等を想定した基礎的な内容の死体検案研修会（基礎）及び大学の法医学教室等における現場実習を含む専門的な内容の死体検案研修会（上級）を実施している。

令和6年度も、前年度に引き続き、いずれの研修会も、講義部分については、受講者が受講者専用のWebサイト上で講義内容を収録した動画を視聴する方法等により実施した。また、より多くの医師がこれらの研修を受講することができるよう、令和3年度から死体検案研修会（上級）の受講者の募集人員を300人に増加させ（前年度比150人増）、令和4年度からは、死体検案研修会（基礎）の受講者の募集人員を1,000人に増加させた（前年度比300人増）。

令和6年度における死体検案研修会（基礎）の修了者数は630人、死体検案研修会（上級）の修了者数は61人であった。

資 1-1-3 死体検案講習会事業の概要

死体検案講習会事業

1. 目的

臨床医等の検案能力の向上

2. 講習内容(上級)



座学中心

- 死体検案に関係する法令
- 死体検案書の書き方
- 検案の実施方法

など



実習

監察医務機関や各大学法医学教室
などにて現場実習

【死因究明等推進計画】

厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案に従事する機会の多い臨床医等を対象に、大規模災害への対応等を含む検案能力の向上を図ることを目的とした死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容及び方法の充実を図るとともに、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働きかけ、警察等の検視又は調査への立会いをする医師や、検案する医師を含め、当該研修を修了した者の数を増加させる。



○令和2年度以降

新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド方式の講義を導入

○令和2年度～令和4年度

毎年度、受講者の募集人員を増加

修了者数実績

令和元年度	基礎176名	上級87名
令和2年度	基礎484名	上級0名
令和3年度	基礎543名	上級183名
令和4年度	基礎505名	上級84名
令和5年度	基礎484名	上級73名
令和6年度	基礎630名	上級61名

出典：厚生労働省資料による

4 異状死死因究明支援事業等の検証等

【施策番号4】

厚生労働省においては、死因究明体制の充実、疾病予防等の公衆衛生の向上に資することを目的として、異状死死因究明支援事業（P45 【施策番号49】参照）を活用するなどして実施された死亡時画像診断の事例の分析結果について検証を行う事業を実施している。

また、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するためのデータベースについて、各種法令や指針を踏まえ、適切に運用するための検討を行ったほか、その技術的課題や運用上改善を要する点の有無を明らかにするため、当該データベースを試行的に運用している。

5 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号5】

警察においては、都道府県医師会と都道府県警察との協力関係の強化や死体取扱業務の

能力向上を目的として、死体の取扱いに関する合同研修会等を積極的に開催している。また、日本医師会が開催する死体検案研修会に検視官^{注2)}等を派遣し、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を実行している。

令和6年度は、35都道府県警察において、都道府県医師会との死体の取扱いに関する合同研修会等が開催され、法医学者や検視官等による最新の取扱事例や警察の死体取扱業務の状況に関する説明等の取組が行われた。

また、日本医師会が開催する死体検案研修会（基礎）がe-ラーニング形式で行われたところ、警視庁の検視官が講師となって、警察が行う検視や調査等について講義を行う動画を撮影し、提供するなどの協力を実行した。

海上保安庁においては、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を図り、死体の取扱いに関する合同研修会等への参画機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を実行した。

令和6年度は、4管区海上保安本部において、都道府県医師会との死体の取扱いに関する合同研修会等に参加した。

写真1-1-5

富山県警察医会、富山県医師会及び富山県警察等による
富山県警察医会研修会・総会の様子



写真提供：警察庁

注2) 原則として、刑事部門における10年以上の捜査経験又は捜査幹部として4年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了した者から任用される死体取扱業務の専門家。

6 検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元

【施策番号6】

警察及び海上保安庁においては、検案する医師や死亡時画像を読影する医師の育成及び資質の向上に資することを目的として、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「死因・身元調査法」という。）第6条の規定に基づく解剖（以下「調査法解剖」という。）や第5条の規定に基づく死亡時画像診断等により得られた結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師や死亡時画像を読影する医師に結果を還元するよう努めている。

7 死亡時画像診断に関する研修会の充実

【施策番号7】

厚生労働省においては、平成23年度以降、死因究明のため、CT等を使用して行う死亡時画像診断について、医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るため、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像撮影・診断に関する法令、倫理、医療安全、技術等について研修する死亡時画像診断研修会を実施している。

令和6年度も、前年度に引き続き、受講者が受講者専用のWebサイト上で講義内容を収録した動画等を視聴する方法により講義を実施した。また、より多くの医師等が本研修会を受講できるよう、令和4年度から受講者の募集人員を医師・診療放射線技師ともに各1,000人に増加させた（前年度比各700人増）。

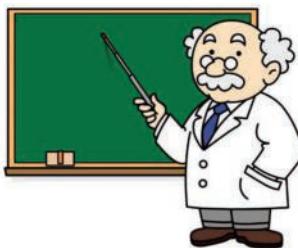
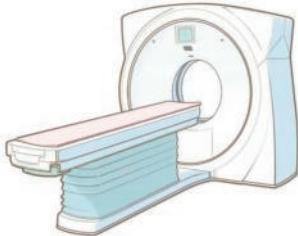
令和6年度における本研修会の修了者数は、医師が584人、診療放射線技師が622人であった。

資1-1-7 死亡時画像読影技術等向上研修事業の概要

死亡時画像読影技術等向上研修事業

【死亡時画像読影技術等向上研修】

- CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施し、異状死等の死因究明の推進を図る。



【死因究明等推進計画】

厚生労働省において、日本医師会に委託して、死亡時画像診断を行う医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術の向上を図ることを目的とした死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容及び方法の充実を図るとともに、当該研修を修了した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。



修了者実績

令和元年度	医師118名	診療放射線技師71名
令和2年度	医師148名	診療放射線技師139名
令和3年度	医師263名	診療放射線技師263名
令和4年度	医師756名	診療放射線技師598名
令和5年度	医師710名	診療放射線技師536名
令和6年度	医師584名	診療放射線技師622名

- 令和2年度以降
新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド方式の講義を導入
- 令和3年度～令和4年度
毎年度、受講者の募集人員を増加

【死亡時画像診断の有用性等の検証事業】

- 異状死死因究明支援事業で実施する死亡時画像診断の情報を収集・分析し、死亡時画像診断の有用性等を検証する。また、検証結果を踏まえ、研修マニュアルの改善に活用する。

出典：厚生労働省資料による

8 小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集及び分析等

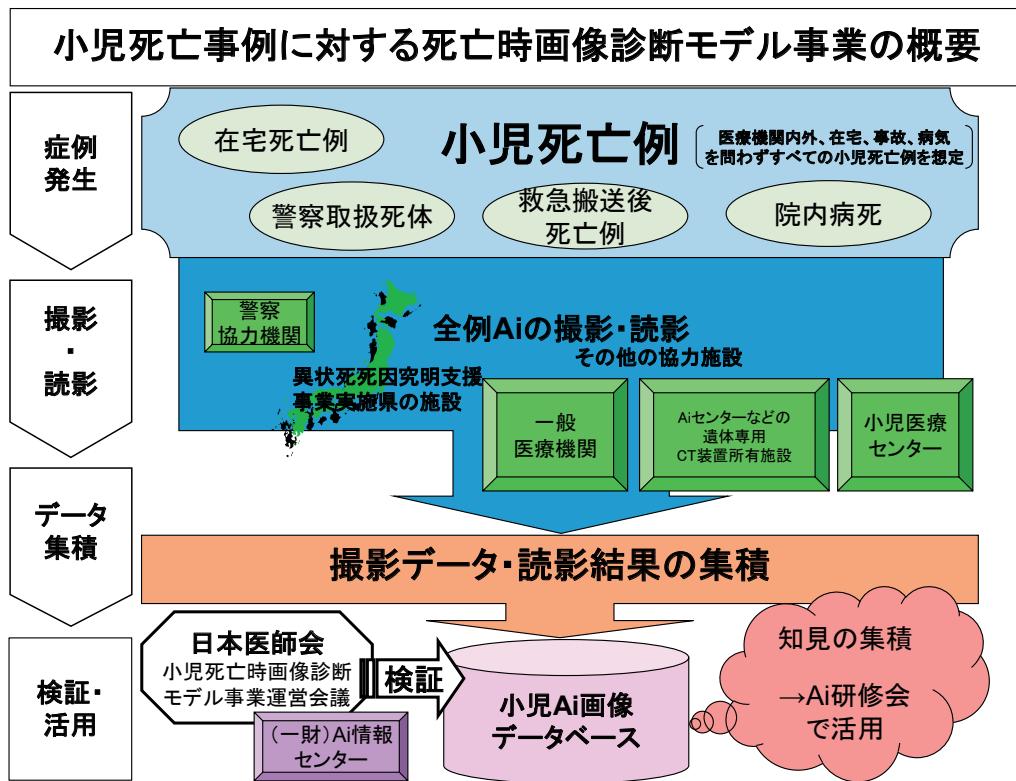
【施策番号8】

厚生労働省においては、平成26年度以降、日本医師会に委託して、小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を収集及び分析し、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等の検証を行うとともに、その結果を死亡時画像診断に関する研修資料の改善等に活用する小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業を実施している。

令和6年4月1日時点で、小児死亡例に対する死亡時画像診断の画像データ等の提供を行うなど、同事業に協力している施設は47施設あり、令和6年度は、これらの施設から、10件の小児死亡例について死亡時画像診断の画像データ等の提供を受け、分析を行った。

また、分析結果を踏まえて、日本医師会に委託して実施している死亡時画像診断研修会の研修資料を作成したほか、日本医師会のWebサイトに掲載している死亡時画像診断に関するe-ラーニングシステムに画像所見等を掲載し、その内容を充実させた。

資料 1-1-8 小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業の概要



出典：日本医師会資料による

9 死亡時画像診断に関する研修会等への警察による協力

【施策番号9】

警察においては、死亡時画像を読影する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上に資することを目的として、各都道府県において開催される死亡時画像診断に関する研修会等に検視官等を派遣し、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力を実施している。

10 死因究明等に係る研修会の実施及び協力についての大学への要請

【施策番号10】

文部科学省においては、死因究明等に係る研修会の実施及び協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学への周知を図っている。

令和6年度は、全国医学部長病院長会議定例社員総会や、歯科大学学長・歯学部長会議等の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る研修会の実施及び協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

11 都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号 11】

警察においては、都道府県歯科医師会と都道府県警察との協力関係の強化や身元確認業務の能力向上を目的として、公益社団法人日本歯科医師会（以下「日本歯科医師会」という。）と協議の上策定した合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、合同研修会等を定期的に開催しており、身元確認作業の訓練や検視官等による死体の取扱いの状況の説明等を行っている。

令和6年度は、42都道府県警察において、都道府県歯科医師会との身元確認業務に関する合同研修会等が開催され、死体からの歯科所見の採取要領等に係る訓練等が行われた。

海上保安庁においては、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、身元確認業務に関する合同研修会等への参画機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力をを行っている。

令和6年度は、9管区海上保安本部において、都道府県歯科医師会との身元確認業務に関する合同研修会等に参加した。

写真1-1-11 新潟県歯科医師会等と新潟県警察による多数死体取扱訓練の様子



写真提供：警察庁

12 大学への死因究明等に係るカリキュラム内容や教育方法等の事例の紹介

【施策番号 12】

文部科学省においては、基礎研究医養成活性化プログラム等により構築された大学における死因究明等に係る先進的な教育事例等について、その概要を各大学に紹介している。

令和6年度は、全国医学部長病院長会議定例社員総会や、歯科大学学長・歯学部長会議等の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る先進的な教育事例等について紹介した。

13 大学への死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性の周知

【施策番号 13】

文部科学省においては、死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学への周知を図っている。

令和6年度は、全国医学部長病院長会議定例社員総会や、歯科大学学長・歯学部長会議等の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性の周知を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

14 法医解剖の実施施設を研修施設とすることも可能であること等の医師臨床研修指導ガイドラインへの明示

【施策番号 14】

厚生労働省においては、研修医が死因究明に係る医師の社会的役割やその重要性を認識できる機会の創出に資するよう、臨床研修において保健・医療行政の選択研修を行う場合に、法医解剖の実施施設を研修施設とすることも可能であること等を医師臨床研修指導ガイドラインの改正により明示した。また、各都道府県に対して、当該ガイドラインを改正したことを周知し、その内容の了知及び管下の臨床研修病院、保健所設置市、特別区、関係団体等に対する周知を依頼した。

資1-1-14 医師臨床研修指導ガイドライン－2024年度版－（抜粋）

医師臨床研修指導ガイドライン－2024年度版－（抜粋）

第2章 実務研修の方略

II 実務研修の方略

臨床研修を行う分野・診療科

<必修分野>

⑫ 選択研修として、保健・医療行政の研修を行う場合、研修施設としては、保健所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字社血液センター、健診・検診の実施施設、国際機関、行政機関、矯正機関、産業保健の事業場等が考えられる。また、[法医の研修を行う場合の研修施設としては、法医解剖の実施施設が考えられる。](#)

<解説>

必修分野及び一般外来以外の分野の研修期間中、下記の研修目的と研修方法を参考に上記施設での研修が実施できるよう、研修医の希望に応じた研修環境を臨床研修病院が整備することが望ましい。

※保健所等は地域医療研修の中で1～2日の研修を行うことは可能。

9) 法医解剖の実施施設

研修目的：死因究明における医師の社会的役割を認識するとともに、その業務の実際を学ぶ。

研修方法：大学法医学教室、監察医務機関その他の法医解剖を実施している施設において、死因究明の社会的意義や制度に関する講義を受けた後に、死体検案、法医解剖、死後画像検査、薬毒物検査、死因判定等の各プロセスにおける高度な知識・技能習得に向けた実務研修を行う。

出典：厚生労働省資料による

第2節

警察等の職員の育成及び資質の向上

1 検視官、検視官補助者等に対する教育訓練の充実

[施策番号 15]

警察においては、毎年度、適正な死体取扱業務を推進して犯罪死の見逃しを防止することを目的として、死体取扱業務に従事する警察官に対する教育訓練を行っており、警察庁においては、死体取扱業務の専門家である検視官及び検視官補助者に対し、法医学者、歯科法医学者等による講義等を実施している。

また、これらの研修がより効果的なものになるよう、特定非営利活動法人日本法医学会（以下「日本法医学会」という。）等と協議を行うなどして、既存の講義内容の見直しを含め、内容の充実を図っている。

このほか、各都道府県警察においては、死体取扱業務に従事する警察官や一般の警察官に対して、死体取扱業務に関する研修を実施している。

写真 1-2-1 兵庫県警察における死体取扱業務に従事する警察官に対する研修の様子



写真提供：警察庁

2 全国会議等を通じた各都道府県警察の好事例等に関する情報共有

[施策番号 16]

警察庁においては、死体取扱業務に従事する警察官の知識及び技能の向上を図ることを目的として、検視官等を対象とした全国会議を開催し、事例発表や意見交換を行うなどして、各都道府県警察における好事例や効果的な取組等に関する情報の共有を図っている。

3 死体取扱業務に必要な知識及び技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充

【施策番号 17】

海上保安庁においては、海上保安官を大学の法医学教室に一定期間派遣し、大学の教授等の指導の下で解剖への立会い等に従事させることを通じて、法医学に関する高度な知識及び技能を修得させる研修（以下「法医学研修」という。）を実施している。

令和6年度は、15大学の法医学教室に15名の海上保安官を派遣した。

写真1-2-3 ➤ 法医学研修の様子



熊本大学



産業医科大学



大分大学

写真提供：海上保安庁

4 海上保安官の鑑識業務等に関する研修の充実

【施策番号 18】

海上保安庁においては、海上保安官に、鑑識業務や死体取扱業務に必要な知識及び技能を修得させるとともに、これらの業務に係る指導者を養成するため、実習を中心とした専門的な研修（以下「鑑識上級研修」という。）を実施するとともに、法医学等に係る検定を実施している。

また、鑑識上級研修を修了し、検定に合格した者であっても、修了後、相当期間が経過した者については、その知識及び技能の維持及び向上を図るための研修（以下「上級鑑識技能維持研修」という。）を受講させることとしている。

このほか、海上保安官を、都道府県警察が主催する鑑識業務や死体取扱業務に関する研修に参加させたり、管区海上保安本部等に法医学者等を講師として迎え、死体取扱業務に関する講義を受講させたりするなど、多様な研修機会を通じて、海上保安官の鑑識業務や死体取扱業務に係る知識及び技能の維持及び向上を図っている。

写真 1-2-4 海上保安庁における上級鑑識技能維持研修の様子



写真提供：海上保安庁

5 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号 19】(再掲)

P 4 【施策番号 5】参照

6 都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号 20】(再掲)

P 9 【施策番号 11】参照

TOPICS

1 第二管区海上保安本部における鑑識官等の育成

第二管区海上保安本部では、令和6年7月、管内10部署の鑑識官等計30名を招集し、鑑識官研修を開催した。

同研修では、身元不明死体からの指紋採取、血中アルコール簡易検査等の実務研修のほか、部外講師としてグリーフケアの専門家を招き、グリーフケア講習を実施した。

グリーフケア講習では、災害遺族の心理解説、死体変化対応軽度処置と造形心理学、死後硬直の解き方、損傷部位の復元、感染対策と冷却・衛生保全管理等の遺体取扱実務に関する内容のほか、遺族に対応する際の心得として、

- ・遺族の悲嘆の仕組み
- ・遺族の悲嘆への理解
- ・悲嘆を抱える遺族の特徴と対応
- ・普段の言葉からグリーフケアへの変換（ご遺体→ご本人又は名前、動かす→移動する、出棺→ご出発など）

等について講義が行われた。

本講習を通じ、遺体の基本的な取扱いのほか、遺族心理やグリーフケアの基礎、遺族対応の手法を習得するとともに、その重要性を確認した。

グリーフケア講習の様子



写真提供：海上保安庁



第2章

死因究明等に関する教育及び 研究の拠点の整備

1 法医学、歯科法医学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点の整備等

【施策番号 21】(再掲)

P 2 【施策番号 1】参照

TOPICS

2 長崎大学における取組

長崎大学では、死因究明体制の充実と専門人材の育成のため、法医学及び歯科法医学分野を中心多角的な取組を進めている。また、医歯薬学総合研究科内に「死因究明医育成センター」を設置しており、死因究明や身元確認に関する教育・研究・実務を統合的に推進している。長崎県警察本部や県内医療機関等と連携し、異状死体を対象とした検案や解剖を実施しており、平成30年には長崎県警察本部との間で「死因究明及び身元確認等に係る相互協力に関する協定」を締結している。

長崎県には監察医制度が存在しないため、死因究明は、法医学を専門とする医師が警察及び警察嘱託医と連携して扱っている。本学では、24時間365日対応可能な死亡時画像診断体制を整備しており、長崎大学の研究協力員の身分を付与された警察官等が死亡時画像を撮影し、法医学を専門とする医師が読影している。法医学分野の医師による読影が困難な症例については、放射線診断医の助言を得て診断の精度向上を図っている。また、分析機器であるGC-MSやLC-MS/MSによる薬毒物スクリーニング、生化学検査等、多角的な分析手法を活用し、専門的科学的知見に基づいた死因究明に努めている。中でも、迅速かつ高精度な判定が可能であるNAGINATA法を用いた薬毒物スクリーニングでは、当初は事件性が低いと判断されていた症例が、後に事件性があると認められた事例もある。なお、法医解剖は、遺族を待たせることのないよう、警察の依頼から1日以内に実施できるよう努めている。

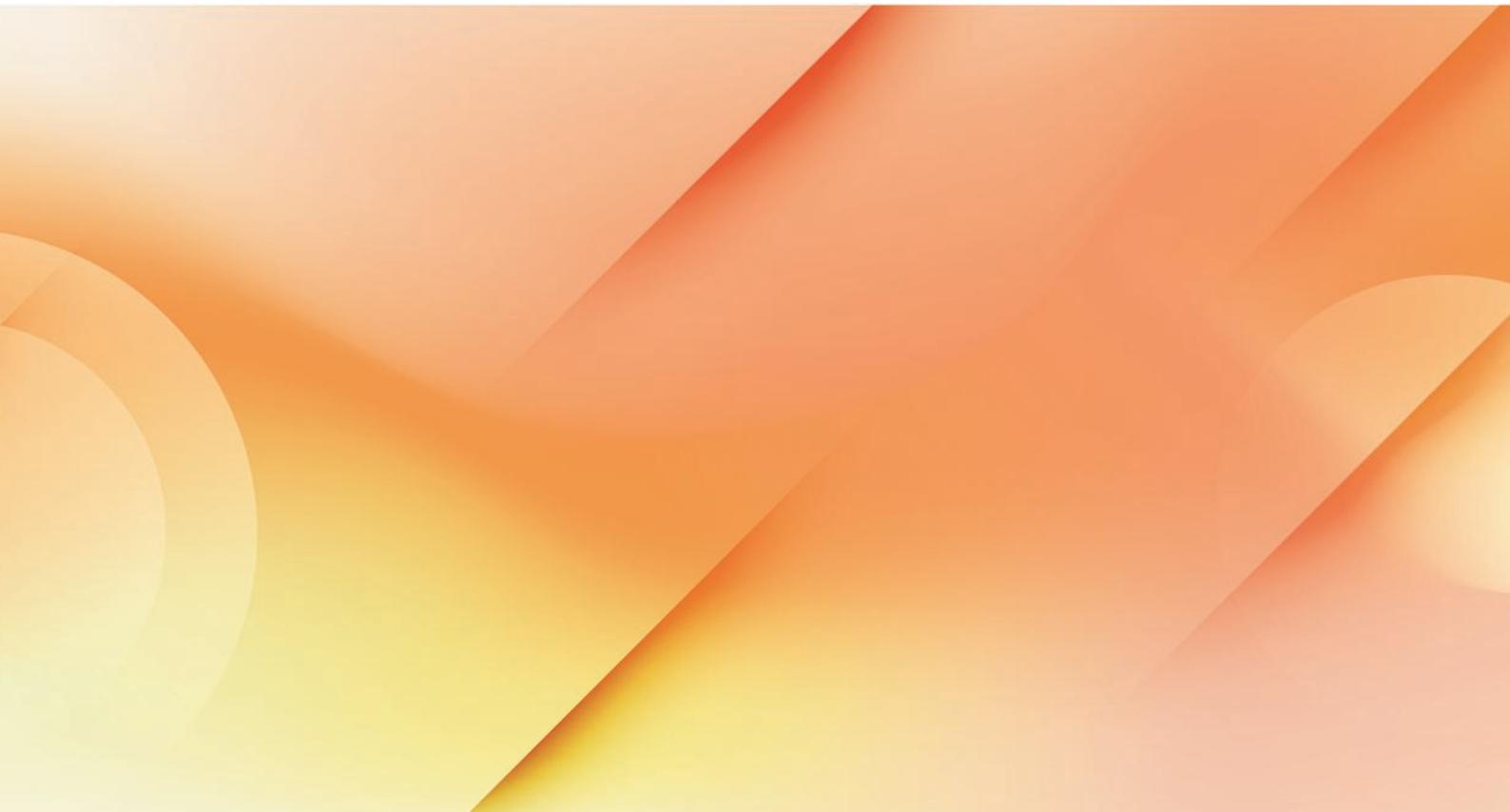
本学の特徴的な取組として、乳幼児突然死や若年者の急死に対して、遺族の同意を得た上で、疾患の原因となり得る遺伝的変異を効率的に検出する全エクソーム解析を実施し、遺伝性の致死性不整脈や代謝疾患との関連について網羅的なDNA変異解析と評価を行っている。遺伝子変異が明らかになった場合には、たとえ刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第168条等の規定に基づく解剖（以下「司法解剖」という。）であっても、捜査機関と連携の上で遺族に結果を直接説明し、長崎大学病院の遺伝カウンセリングへと繋げている。

身元確認においては、DNA型鑑定に加えて、長崎県歯科医師会と連携し、歯科的手法を活用した迅速な身元確認体制を整備している。警察から提供された歯科情報は、歯科法医学を専門とする歯科医師から長崎県歯科医師会を通じて県内の歯科医療機関に共有され、保管されている歯科情報と照合することで、円滑な身元確認が実現されている。

教育面では、大学院生や県内医師を対象に、法医学の実務と研究を両立するカリキュラムを提供している。死因究明に関するセミナーや症例検討会を開催し、死亡時画像診断、薬毒物検査、小児突然死の解析等の多岐にわたる内容を通じて、実践的な知識と技術の習得を支援している。また、被爆地・長崎の歴史を踏まえ、「いのちの尊厳」と「平和の継承」を教育理念に据え、死因究明の重要性を社会的・倫理的観点からも重視している。単なる死因判定にとどまらず、遺族への説明責任、公衆衛生の向上、犯罪の見逃し防止といった観点から、社会的使命を果たす死因究明等に係る人材の育成に注力している。

こうした取組を通じて長崎大学は、科学的かつ倫理的視点に基づいた死因究明と身元確認を推進し、地域社会に根ざした実践的な専門職の育成と、信頼される死因究明体制の確立に今後も貢献していく所存である。

出典：文部科学省・長崎大学提出資料による



第3章

死因究明等を行う専門的な機関の 全国的な整備

1 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備の要請

【施策番号22】

厚生労働省においては、令和6年度中に開催された死因究明等推進地方協議会（以下「地方協議会」という。）や各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議^{注3)}等を通じ、都道府県に対して、死因究明等に係る取組への財政的支援を行う同省の各種事業の活用を促すとともに、検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制の整備を求めた。

また、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月に作成した死因究明等推進地方協議会運営マニュアル^{注4)}（以下「マニュアル」という。）においても、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題の一つとして、「死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築」を掲げ、その実現に向けた考え方等を示している。

2 地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの活用促進等

【施策番号23】

厚生労働省においては、地方協議会の設置を促すとともに、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月にマニュアルを策定し、各都道府県に配布した。

マニュアルは、地方協議会を設置する際の具体的な手順、地方協議会における取組事例、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題、死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ等を示したものである。

令和6年度は、各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議を通じ、都道府県に対して、1年に1回は地方協議会を開催するとともに、マニュアルを参考にしながら地域の状況に応じた実効性のある施策を検討・実施するよう促した。

注3) 令和5年度に引き続き、参考形式での会議は実施せず、厚生労働省のWebサイトへ資料及び説明動画を掲載することにより代替した。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_55843.html

注4) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shiinkyuumei_chihou.html

資料3-2 死因究明等推進地方協議会運営マニュアルの概要

死因究明等推進地方協議会運営マニュアル 概要

1. 本マニュアルの使い方

本マニュアルは都道府県において、地方協議会の設置や運営、死因究明等の施策に関する計画策定などに取り組む際の参考となるよう、留意点や事例等を示したものである。

2. 地域における死因究明等の体制整備の意義

死因究明により得られた知見は疾病の予防をはじめとする公衆衛生の向上に活用されているほか、死因が災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼすものである場合には、その被害の拡大や再発の防止等に寄与している。

3. 地方協議会を設置する際の具体的な手順

- ①事務局として担当者を決める
- ②死因究明等に関する情報を収集する
- ③収集した情報を元に関連する部署・機関に協力を呼びかける
- ④実際に関係者で集まって地方協議会をスタートさせる

4. 地方協議会における取組事例

- ・東京都死因究明推進協議会
- ・滋賀県死因究明等推進協議会
- ・大阪府死因調査等協議会
- ・香川県死因究明等推進協議会
- ・鹿児島県死因究明等推進協議会

5. 地方協議会において中長期的に取り組むべき課題

- (1) 死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築
- (2) 解剖・死亡時画像診断など死因究明等の結果の活用やデータベースの整備
- (3) 法医学等の人材の育成・確保

6. 死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ

地方協議会における活動が軌道に乗ってきた段階で、地域の状況に応じた死因究明等に関する施策を体系的に推進するため、各地域における死因究明等の施策に関する計画を策定することが重要である（高知県の事例紹介）。

7. 地方協議会における現状分析・施策立案・評価検証の流れ

- (1) 現状分析・目標設定
- (2) 施策の立案・関係者間での連携・協力の取り決め
- (3) 施策の実施・状況報告
- (4) 評価検証・施策の改善

8. 死因究明等の体制構築事例の紹介

- (1) 民間医療機関による死因究明体制の構築
(茨城県筑波剖検センター)
- (2) 地域医師会等への検案業務等の委託事例（東京都）
- (3) 死亡時画像診断実施にかかるCT車の導入事例（大阪府）
- (4) 奨学金貸与者を対象とした法医学者確保策（高知県）
- (5) 薬物検査の取組事例（福岡大学）

9. 地方協議会等に関する情報公開について

資料や議事録等については、自由闇達な議論の妨げにならないなど会議の運営に支障がない範囲で可能な限りホームページ等で公開することが望ましい。

10. 支援制度など国の取組の紹介

出典：厚生労働省資料による

3 施策の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査の実施

【施策番号 24】

厚生労働省においては、死因究明等の実務の主体となる機関等の実態を把握し、施策を効果的に推進するとともに、今後、国及び地方公共団体が施策に関する定量的な目標設定を行うための基礎的なデータを得るため、関係省庁の協力を得て、大学の法医学教室、監察医務機関、都道府県警察、海上保安庁等における死因究明等に係る体制や死体取扱状況等に関する調査を実施している。

今後、同調査の結果を踏まえて、国における死因究明等の推進に向けた検討を行うとともに、各都道府県における死因究明等の推進に向けた議論の活性化を促すこととしている。

4 地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力

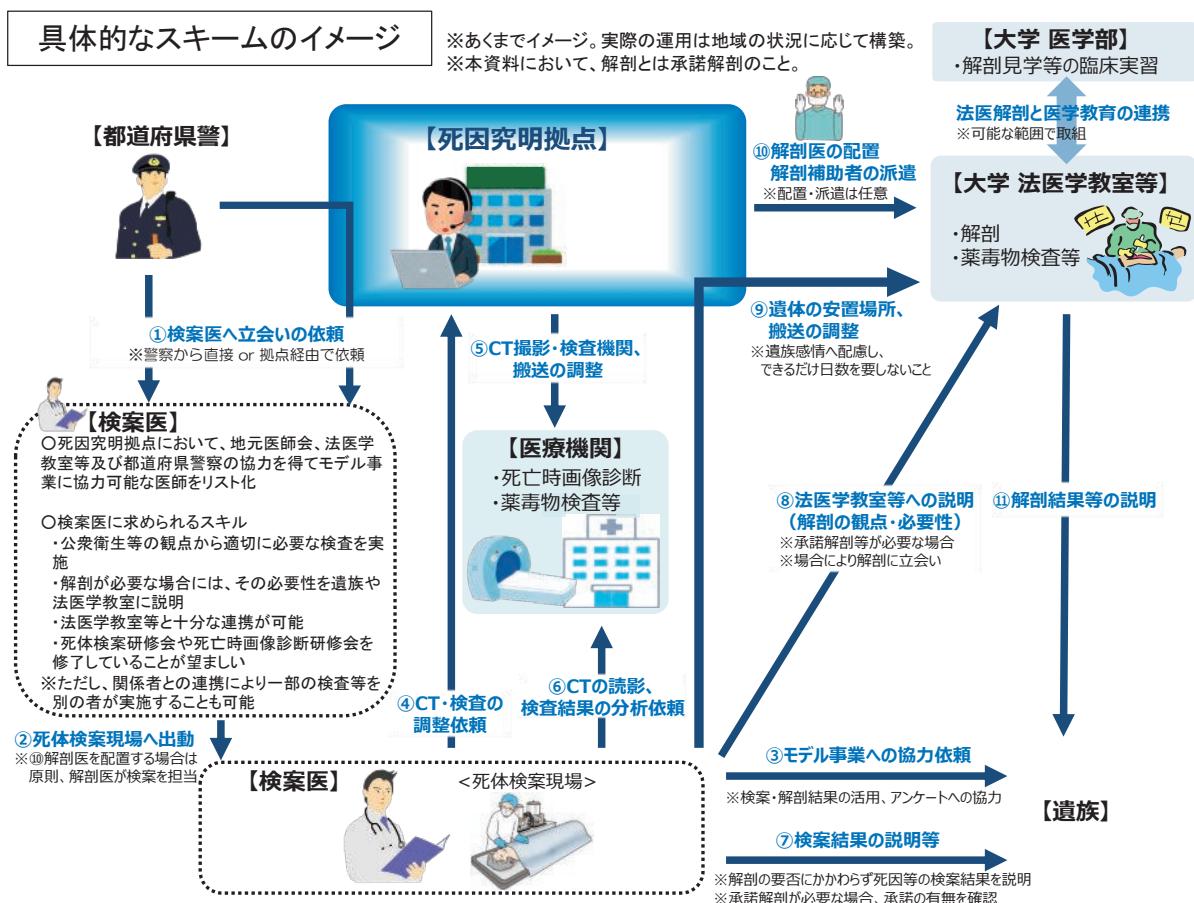
【施策番号25】

厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和4年度から、一部の都道府県等を実施主体として死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）を開始している。

検案・解剖拠点モデル事業は、都道府県知事部局、都道府県警察、地域の医師会、大学の法医学教室等の関係機関の連携の下、公衆衛生の観点から必要とされる死亡時画像診断等の検査や遺族の承諾を得て、医師等の判断による解剖（以下「承諾解剖」という。）を円滑に実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。

令和6年度は、2都道府県・1大学で同事業を実施するとともに、これまでの成果や課題を踏まえ、承諾解剖の実施方針を作成し、承諾解剖が必要な事例の明確化を図ることなどを、各地域における取組内容の具体例として新たに明記したところ、引き続き、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。

資料3-4 死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）のイメージ



出典：厚生労働省資料による

5 地方公共団体に対する地方協議会の積極的な開催の促進及び協力

【施策番号 26】

厚生労働省においては、「死因究明等推進計画の変更について」（令和6年7月5日付け医政発0705第1号厚生労働省医政局長通知。以下「計画変更通知」という。）により、各都道府県知事及び各市区町村長に対して、政府において死因究明等推進計画の変更が閣議決定されたことを通知するとともに、基本法第5条の地方公共団体の責務に係る規定、第30条の地方協議会^{注5)}の設置に係る規定等に基づき、死因究明等推進計画を踏まえ、死因究明等に関する施策の推進を図るよう求めている。

令和4年度末時点で、全ての都道府県において地方協議会が設置・開催されているが、令和6年度も引き続き各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、都道府県に対して、地方協議会の活用を進め、死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証及び評価することを求めている。

なお、令和7年度予算では、死因究明等推進計画を踏まえ、必要と判断された解剖、死亡時画像診断及び検査が的確に実施されるよう、地方協議会の下で開催する研修に必要な経費を新たに盛り込んだ。

6 地方の関係機関又は団体に対する地方協議会の活用に向けた協力等についての指示又は要求

【施策番号 27】

厚生労働省においては、警察庁刑事局長、総務省大臣官房地域力創造審議官、法務省刑事局長、文部科学省高等教育局長、海上保安庁海上保安監、こども家庭庁成育局長、日本医師会会長及び日本歯科医師会会長に対して、各都道府県知事及び各市区町村長に宛てて計画変更通知を発出したことを通知するとともに、本件について、その趣旨の了知並びに管下の関係団体及び関係者に対する周知及び協力を依頼している。

厚生労働省、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、海上保安庁及びこども家庭庁においては、関係機関・団体に対して、文書の発出や会議、研修等での指示等を通じて、地方協議会の活用に向けた協力等を求めている。

^{注5)} 地方協議会は、一般的には都道府県の衛生部局が事務局となり、警察、大学、医師会、歯科医師会、検察、海上保安庁等の関係機関が構成員となり、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するもの。

7 警察等の検視又は調査への立会いをする医師や検案する医師のネットワーク強化に関する協力

【施策番号28】

厚生労働省においては、検案する医師等の確保に向け、死体検案研修会（P3【施策番号3】参照）の修了者の活用方策について、警察庁、海上保安庁及び日本医師会と検討を進めている。

警察においては、大規模災害等の発生時における医師の検視又は調査の立会いや検案に係る体制を構築することを目的として、平成27年7月に警察庁及び日本医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本医師会との協力に関する協定」に基づき、日本医師会や都道府県医師会が主催する研修会等に検視官等を派遣して、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を実行している。

厚生労働省及び警察庁においては、日本医師会が主催する都道府県医師会「警察活動協力医会」連絡協議会等の会議の開催時には、職員を派遣し、各都道府県医師会等からの出席者に対して、死因究明等推進計画の内容や警察における死体取扱業務の体制等について説明するとともに、今後の死因究明等の推進に向けた連携等に関し、協力を依頼している。

文部科学省においては、令和6年度中に開催された全国医学部長病院長会議定例社員総会や、歯科大学学長・歯学部長会議等の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、警察等の検視・調査への立会いや検案する医師のネットワーク強化に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

8 歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力

【施策番号29】

厚生労働省においては、平成30年度以降、災害発生時に関係機関・団体と共に迅速に歯科医療を提供できる人材の育成等を目的とした研修の開催に要する経費を補助する災害歯科保健医療チーム養成支援事業を実施しており、同研修の内容には、災害時の歯科所見による身元確認についても含まれている。

警察においては、大規模災害等の発生時における身元確認業務の体制を構築することを目的として、平成26年11月に警察庁及び日本歯科医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本歯科医師会との協力に関する協定」に基づき、都道府県歯科医師会等が主催する研修会等に検視官等を派遣し、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を実行している。

警察及び海上保安庁においては、日本歯科医師会が主催している警察歯科医会全国大会の開催時には、職員を派遣し、歯科医師等と意見交換を行うなどして協力関係の強化を図っている。

文部科学省においては、令和6年度中に開催された全国医学部長病院長会議定例社員総会や、歯科大学学長・歯学部長会議等の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

写真3-8 令和6年度三重県総合防災訓練における身元確認業務の様子



写真提供：警察庁

TOPICS

3 滋賀県死因究明等推進協議会における取組

滋賀県では、平成27年4月に滋賀県死因究明等推進協議会を設置し、同年6月に近畿地方で最初の第1回協議会を開催した。また、平成28年3月には、滋賀県における死因究明等の推進のために取り組むべき20項目の重点施策を掲げた「滋賀県死因究明等推進協議会第一次提言」をとりまとめた。現在も、この提言に基づき、各機関が継続的に取組を行っている。

平成31年3月には各団体の取組状況や活動記録として「滋賀県死因究明等推進協議会のあゆみ」をとりまとめたが、令和6年度は本協議会の設置から10年目を迎えるにあたり、各施策の取組状況について振り返りを行ったところ、以下では、主にその内容を紹介する。

1 これまで行ってきた各施策の取組状況

(1) 死因究明等に従事する医師、歯科医師の養成と資質向上

滋賀県における死因究明等に関する実務・教育・研究の拠点である滋賀医科大学では、令和3年度に文部科学省の基礎研究医養成活性化プログラムに選定され、法医学的知識や技術を基に、地域で活躍する臨床医師・歯科医師を養成するプログラムを実施している。また、都市医師会等において死亡診断・死体検案に関する研修会や、歯科所見による身元確認等に関する研修会を定期的に開催するなど、資質の向上に努めている。一方で、参加者が固定化していることが課題として挙げられている。

(2) 検視・検案及び家族対応訓練

大規模災害時に適切な対応が取れるよう、平成29年度から令和6年度までに計6回、関係機関が参加する訓練を実施した。本訓練においては、検視・検案のみでなく、急性期における家族への心のケアを含む点が特徴であり、本協議会関係機関のほか、日本DMORT（DMORT（Disaster Mortuary Operational Response Team）は災害死者家族支援チームを意味する。）やおうみ犯罪被害者支援センター等と連携してグリーフケアの訓練にも力を入れている。当該訓練は、関係機関との連携構築や知識・技術の継承の機会となっている。

検視・検案訓練の様子



家族対応訓練の様子



写真提供：滋賀県

TOPICS

(3) 死亡時画像診断装置の整備

滋賀医科大学は、滋賀県において死因究明に関して中核的な役割を果たす施設であるが、死因究明専用のCT画像診断装置がなかった。そのため、厚生労働省の死亡時画像診断システム等整備事業（P49【施策番号55】参照）を活用して、令和6年度に滋賀医科大学に死因究明専用のCT画像診断装置を整備し、令和7年度から運用予定である。今後は当該装置を積極的に利用し、質の高い死因究明を進めていく。

解剖センターCT棟



CT装置



写真提供：滋賀医科大学

(4) 死因究明により得られた情報の活用

滋賀県は総人口に占める小児（15歳未満）の割合が高い（平成29年10月時点で沖縄県に次いで2番目）こともあり、小児死亡の現状を明らかにするとともに、効果的な予防策を推進することが望まれていた。そのため、平成30年度から独自に小児死亡の実態調査を実施し、令和2年度からは国の予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業（P71【施策番号87】参照）に参加している。

本事業で得られた検証結果を基に「子どもの死を減らし、より良い医療と支援体制を構築するための提言」を滋賀県知事に提出している。そして、令和5年度から予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review（以下「CDR」という。））の推進のための府内連携会議を開催し、全府的な取組を行っている。

TOPICS

庁内連携会議の様子



写真提供：滋賀県

検証結果を受けて作成したチラシ



出典：滋賀県資料による

2 今後の取組について

これまでにってきた取組は継続的に実施しつつ、質の高い死因究明に向けて歩みを止めることなく進めていく。特に、死因究明等に従事する関係者の資質の向上のため、都市医師会が開催する死体検案に関する研修会等への新たな参加者を増やす取組を行っていきたい。また、孤独死や在宅看取りなど高齢化とともに生じる社会問題の解決に向けて、検討を進めていきたい。

TOPICS

4 京都府における承諾解剖と遺族支援に関する取組

京都府では、監察医制度が存在しないため、承諾解剖が、公衆衛生の向上及び増進の観点から、死因を明らかにするための制度的手段の一つである。しかしながら、承諾解剖の実施件数は依然として伸び悩んでおり、承諾解剖が社会に十分に受け入れられているとは言い難い現状がある。承諾解剖の社会への定着のためには、承諾解剖を行う前の遺族への丁寧な支援（承諾解剖に同意していただくための丁寧な説明を含む。）と、社会への医療従事者による適切な情報発信が不可欠であると考えている。また、承諾解剖を行った後に、死にまつわる思いや葛藤等を抱えている遺族への丁寧な支援を行うことも重要である。

そこで、京都府では、令和4年度より「死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）」（P24 【施策番号25】参照）の実施主体として、京都府立医科大学法医学教室に死因究明拠点を設置し、承諾解剖による死因の明確化と遺族への丁寧な支援の両立を目指した体制の整備を進めてきた。

京都府立医科大学法医学教室では、看護師を中心とした遺族支援の体制を整備しており、解剖前の遺族との面談においては、看護師が医師と協働しながら、遺族の悲嘆や疑問に寄り添い、丁寧な対話を重ねている。また、臨床宗教師の協力の下、承諾解剖が行われた遺体の遺族を対象とした「遺族会」を継続的に開催することで、死にまつわる思いや葛藤を語り合える場を提供している。実際に「遺族会」に参加した遺族からは、「不安な中で寄り添ってもらえたことが印象に残っている」、「正確な死因を知ることで、不安や沸き起こる妄想から解放された」、「解剖の大切さをもっと広めてほしい」といった声が寄せられている。

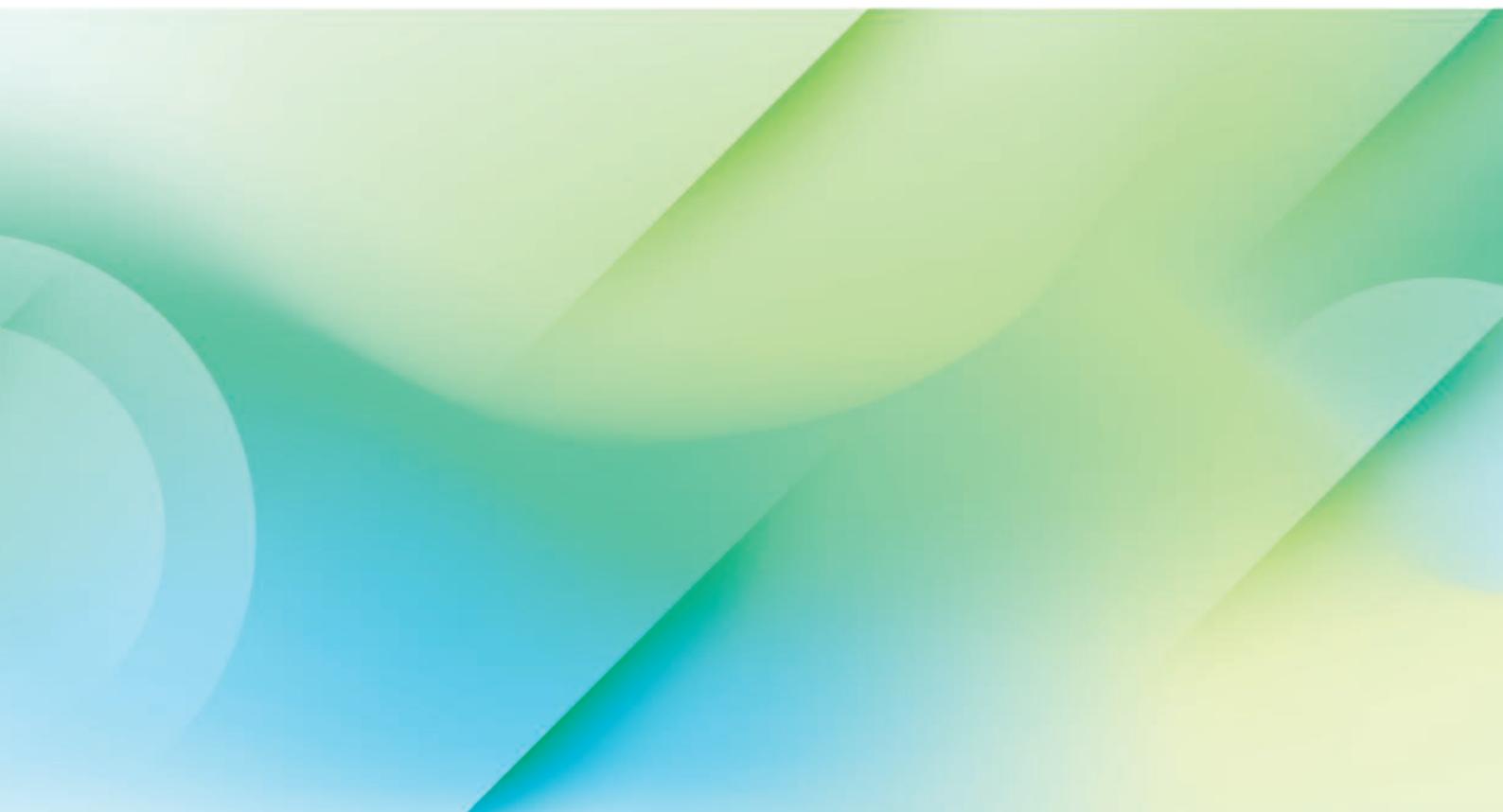
また、医療従事者による適切な情報発信に当たって、医療従事者が承諾解剖の意義と制度を正しく理解することが重要であると考え、モデル事業の一環として、令和7年1月に京都府立医科大学の大学院生や同大学附属病院職員を対象としたシンポジウムを開催し、承諾解剖の現状と遺族支援の取組について、情報発信を行った。当該シンポジウムの参加者からは、「制度を初めて知った」、「必要な制度だと感じた」、「遺族支援の重要性を実感した」などの声が寄せられ、承諾解剖の社会への定着に向け、承諾解剖の理解を広げる契機となった。

京都府においては、現在もなお、承諾解剖や遺族支援に関する取組について、手探りの段階にあるが、今後は、その内容を整理・体系化し、持続可能なあり方を構築していくことが求められる。多死社会において、死因究明の質を高めていくためには、承諾解剖や遺族支援の定着、医療従事者による継続的な情報発信が不可欠である。

シンポジウムの様子



写真提供：京都府



第4章

警察等における死因究明等の 実施体制の充実

1 一層効果的かつ効率的な検視官の運用

【施策番号 30】

警察においては、今後見込まれる死体取扱数の増加に対応すべく、一層効果的かつ効率的な検視官の運用について検討するとともに、検視官が、現場に臨場していない場合であっても、警察署捜査員から送信された映像等によって死体や現場の状況をリアルタイムに確認し、現場臨場の要否や優先順位を判断すること等ができる映像伝送装置の整備・活用を推進している。

資料 4-1

警察の死体取扱業務における映像伝送装置の活用



出典：警察庁資料による

2 司法解剖及び調査法解剖の委託経費に関する必要な見直し

【施策番号 31】

警察庁においては、毎年、司法解剖や調査法解剖の実施状況を踏まえながら、日本法医学会等とも調整を行い、翌年度の解剖の委託経費について必要な見直しを行っている。

こうした見直しを踏まえ、令和7年度当初予算では、司法解剖に要する経費（2,623百万円）及び調査法解剖に要する経費（287百万円）を盛り込んだ。

資4-2

警察庁予算における司法解剖及び調査法解剖に要する経費の推移

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
司法解剖	2,259	2,221	2,297	2,389	2,623
調査法解剖	275	270	289	300	287

出典：警察庁資料による

3 必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備等

【施策番号32】

警察においては、死体取扱業務において必要がある場合も含めて、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所における薬毒物の分析機器の更新や指定薬物等の鑑定用標準品の整備等を行うことで、その体制の整備を図っている。

各都道府県警察の科学捜査研究所におけるこれら分析機器等の整備状況等を踏まえ、令和6年度補正予算（第1号）では、薬毒物の分析機器の更新に要する経費（99百万円）を、令和7年度当初予算では、鑑定用標準品の整備に要する経費（3百万円）を盛り込んだ。

資4-3

薬毒物鑑定に係る分析機器



◆ 血液や尿中等に含まれる薬毒物、飲食物等の中に含まれる毒物の鑑定に用いる。



◆ 挥発性の低い物質を高感度に検出・特定することが可能であり、薬毒物鑑定に活用される。

出典：警察庁資料による

4 死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会等との連携強化等

【施策番号33】

死因・身元調査法第5条の規定に基づく検査は、原則として、医師の協力を得て行われることから、警察においては、同検査を適切に実施するためにも、都道府県医師会等との合同研修会等を開催するなどして、検視や死体調査に立ち会う医師との連携を強化するよう努めている。

令和6年中に警察が取り扱った死体20万4,184体（交通関係及び東日本大震災の死者を除く。以下同じ。）のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく薬毒物検査が行われたものは19万1,110体（93.6%）であった。

資料4-4 警察における薬毒物検査の実施体数・実施率の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
死体取扱数	169,496	173,220	196,103	198,664	204,184
うち薬毒物検査実施体数（※）	157,985	162,959	184,429	186,243	191,110
実施率	93.2%	94.1%	94.0%	93.7%	93.6%

※ 死因・身元調査法第5条の規定に基づき実施したものに限る。

出典：警察庁資料による

5 死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の構築及び強化

【施策番号34】

警察及び海上保安庁においては、取り扱った死体について、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実に死亡時画像診断を実施できるよう、死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の構築及び強化に努めている。

なお、令和6年4月1日現在、都道府県警察において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は1,462機関、海上保安部署において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は239機関となっている。

また、令和6年中に警察が取り扱った死体20万4,184体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは2万339体（10.0%）、令和6年中に海上保安庁が取り扱った死体381体のうち、同条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは79体（20.7%）であった。

資料4-5-1 警察における死亡時画像診断実施体数・実施率の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
死体取扱数	169,496	173,220	196,103	198,664	204,184
うち死亡時画像診断実施体数(※)	14,551	16,534	18,249	18,983	20,339
実施率	8.6%	9.5%	9.3%	9.6%	10.0%

※ 死因・身元調査法第5条の規定に基づき実施したものに限る。

出典：警察庁資料による

資料4-5-2 海上保安庁における死亡時画像診断実施体数・実施率の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
死体取扱数	312	276	355	331	381
うち死亡時画像診断実施体数(※)	89	74	77	69	79
実施率	28.5%	26.8%	21.7%	20.8%	20.7%

※ 死因・身元調査法第5条の規定に基づき実施したものに限る。

出典：海上保安庁資料による

6 「身元確認照会システム」の適正かつ効果的な運用

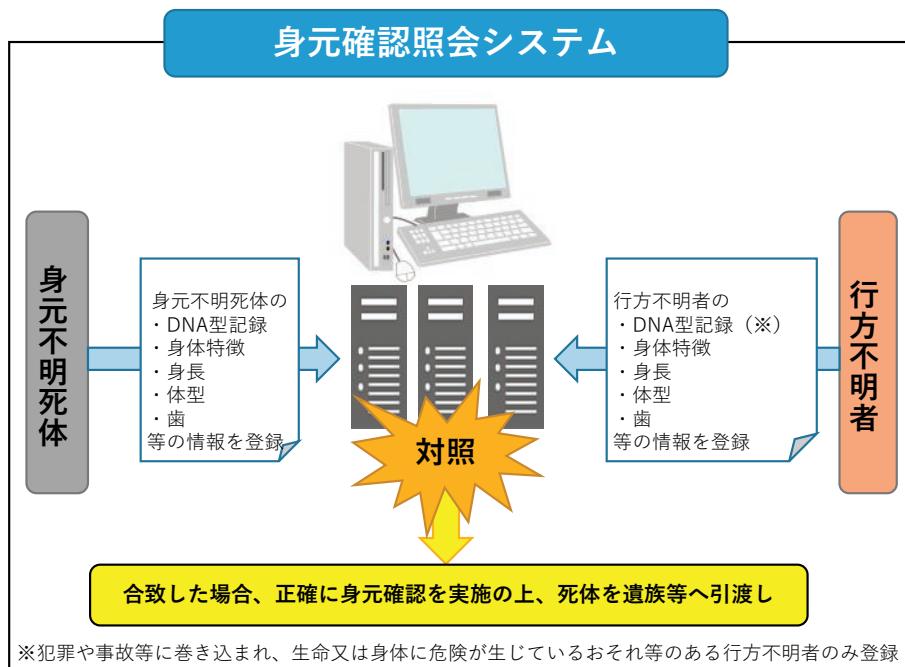
【施策番号35】

警察においては、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築し、以降、その適正かつ効果的な運用を図っている。

身元確認照会システムへの各情報の適切な登録、積極的な活用等により身元確認業務を推進したところ、令和6年中の身元不明死体の身元確認件数は132件であった。

なお、令和6年12月31日時点で、DNA型データベースに登録している身元不明死体のDNA型記録は8,218件、特異行方不明者等のDNA型記録は8,292件であり、令和6年中に、DNA型データベースに登録された身元不明死体のDNA型記録が身元確認の端緒となった件数は84件であった。

資料4-6-1 身元確認照会システムの概要



出典：警察庁資料による

資料4-6-2 警察における身元不明死体の身元確認件数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
身元確認件数	205	191	155	145	132

出典：警察庁資料による

資料4-6-3 警察における身元不明死体票作成数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
身元不明死体票作成数	661	518	510	543	518

出典：警察庁資料による

7 身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等

【施策番号36】

警察においては、身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施することができるよう、各都道府県警察の科学捜査研究所の鑑定体制の整備を図っている。

令和7年度当初予算では、DNA型鑑定資機材の整備状況等を踏まえて、身元不明死体の身元確認のためのDNA型鑑定も含めたDNA型鑑定の推進に要する経費（3,362百万円）を盛り込んだ。

写真4-7 DNA型鑑定の実施の様子



写真提供：警察庁

8 鑑識官の配置の拡充による検視等実施体制の充実

【施策番号37】

海上保安庁においては、全国の海上保安部署のうち死体取扱件数等が多い部署を中心に、鑑識業務及び死体取扱業務に係る事務を職務とする鑑識官の増員を行うなどして、検視等の実施体制の充実を図っている。

なお、鑑識官の配置に当たっては、鑑識上級研修等を修了して検定に合格し、かつ、法医学研修を修了した者の配置に努めている。

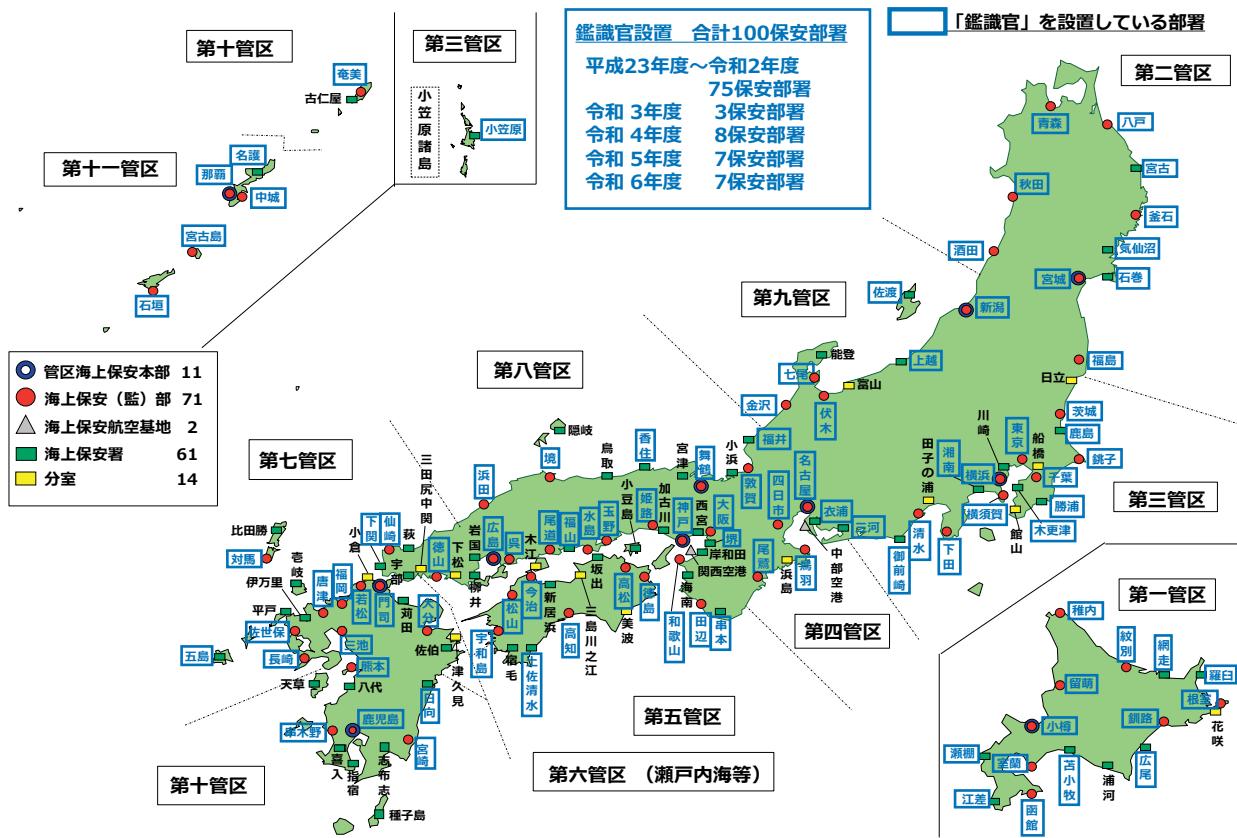
令和6年度は、海上保安部署7部署に鑑識官を増員しており、令和6年4月1日時点で、全国の海上保安部署148部署のうち、100部署に鑑識官を配置している。

写真4-8-1 鑑識官の活動の様子



写真提供：海上保安庁

資料4-8-2 鑑識官の配置状況



出典：海上保安庁資料による

9 死体取扱業務に必要な知識及び技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充

【施策番号38】(再掲)

P13 【施策番号17】参照

10 海上保安庁における死体取扱業務に必要な資機材等の整備

【施策番号39】

海上保安庁においては、海上保安部署に、検視室、遺体保存用冷蔵庫等の死体取扱業務に必要な資機材等の整備を図っている。

令和6年度は、新たに海上保安部署4部署に検視室を、3部署に遺体保存用冷蔵庫を整備するなどしており、令和7年3月31日時点で、全国の海上保安部署148部署のうち、91部署に検視室が、88部署に遺体保存用冷蔵庫が整備されている。

写真4-10 海上保安部署の検視室



写真提供：海上保安庁

11 死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するための海上保安庁と都道府県医師会、法医学教室等との協力関係の構築及び強化

【施策番号 40】

海上保安庁においては、死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するためには、検査する医師や大学の法医学教室等の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長等を対象とした会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会への積極的な参画や、都道府県医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等への積極的な参加等により、これらの機関・団体との協力関係の構築及び強化に努めている。

12 身元不明死体に係る必要なDNA型鑑定、歯牙の調査等を確実に実施するための海上保安庁と都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の構築及び強化

【施策番号 41】

海上保安庁においては、身元不明死体の身元確認を行う際に、DNA型鑑定を実施するには大学の法医学教室又は都道府県警察の協力が、歯牙の調査を実施するには歯科医師の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長等を対象とした会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会への積極的な参画や、都道府県歯科医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等への積極的な参加等により、これらの機関・団体との協力関係の構築及び強化に努めている。

なお、令和6年中に海上保安庁が取り扱った死体381体のうち、DNA型鑑定が行われたものは54体（14.2%）、歯牙の調査が行われたものは35体（9.2%）であった。

TOPICS

5 検視官の育成に向けた取組

警察では、的確な死体取扱業務を実施するため、死体取扱業務の専門家である検視官を運用しており、検視官には、死体及び現場の観察力や厳しい勤務環境に耐え得る体力及び精神力を有することなどが求められる。

検視官は、死体取扱現場に積極的に臨場し、死体の状況や現場に残された資料の確認、関係者からの聴取等の調査・捜査が確実に実施されるよう、警察署の警察官に対する必要な指導・助言を行うなどしており、犯罪死の見逃し防止に大きな役割を果たしている。

警察庁では、検視官を育成するため、日本法医学会・日本法医病理学会から、専門的な知見のある講師の推薦、カリキュラムの作成等についての協力も得ながら、大学法医学教室の教授等による法医学、解剖生理学等の講義や、大学法医学教室等における解剖見学、現役検視官による同行研修等を盛り込んだ研修を行っている。

この研修は、年に2回、60人ずつ計120人を対象に、概ね7週間、警察大学校等に泊まり込みで集中的に実施している。

また、検視官の補助者として勤務している警部補の階級にある者等で、将来、検視官として登用するにふさわしい者に対しても、年に2回、35人ずつ計70人を対象に、法医学の基礎的知識や検視官の補助者等としての必要な知識を習得させ、将来の検視官候補生としての意識付け及び検視体制の充実を図るため、概ね3週間、関東管区警察学校及び近畿管区警察学校等において、集中的な研修を実施している。

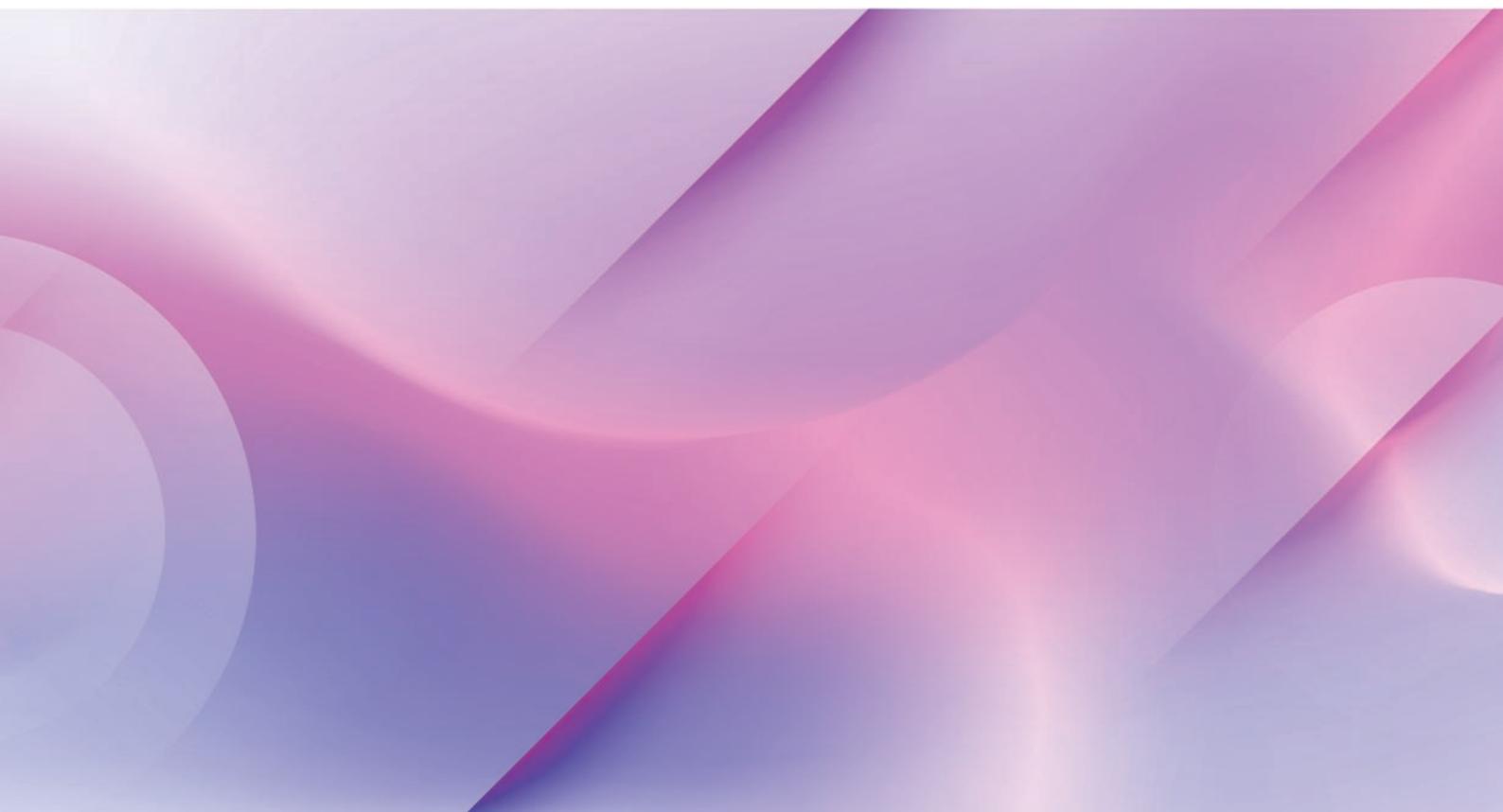
その他、各都道府県警察においても、死体取扱業務に従事する警察署の警察官等に対し、各都道府県警察学校等において、大学法医学教室の教授や医師、歯科医師等による講義・研修等を集中的に実施している。

警察では、犯罪死の見逃し防止のため、引き続き、関係機関・団体の協力を得ながら、検視官等に対する研修内容の充実に努め、その技術や能力の向上に努めていくこととしている。

研修における講義の様子



写真提供：警察庁



第5章

死体の検案及び 解剖等の実施体制の充実

第1節	検案の実施体制の充実	44
第2節	解剖等の実施体制の充実	49

第1節

検案の実施体制の充実

1 警察等の検視又は調査への立会いをする医師や検案する医師のネットワーク強化に関する協力**【施策番号 42】(再掲)**

P26 【施策番号 28】参照

2 死体検案研修会の充実**【施策番号 43】(再掲)**

P 3 【施策番号 3】参照

3 異状死死因究明支援事業等の検証等**【施策番号 44】(再掲)**

P 4 【施策番号 4】参照

4 死亡時画像診断に関する研修会の充実**【施策番号 45】(再掲)**

P 6 【施策番号 7】参照

5 地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力**【施策番号 46】(再掲)**

P24 【施策番号 25】参照

6 小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集及び分析等**【施策番号 47】(再掲)**

P 7 【施策番号 8】参照

7 検査する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元

【施策番号48】(再掲)

P 6 【施策番号6】参照

8 異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援

【施策番号49】

厚生労働省においては、平成22年度以降、都道府県における死因究明の体制づくりを推進することを目的として、都道府県知事が必要と判断する解剖や死亡時画像診断の実施等に要する費用を補助する異状死死因究明支援事業を実施している。

令和6年度は、40都道府県から、都道府県知事が必要と判断した解剖や死亡時画像診断等の検査又は地方協議会の開催に要する経費に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。

資料5-1-8 異状死死因究明支援事業の概要

異状死死因究明支援事業

目的

- 異状死に係る死因究明のための取組を行っている都道府県等に、死因不詳の死体に対して、解剖又は死亡時画像診断等の検査を実施する経費や、死因究明等推進地方協議会を開催する際の会議費等について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進する。

事業内容

- 補助先:都道府県その他厚生労働大臣が認める者
- 補助率:1/2

- ① 法医学教室との連携等により、都道府県等の判断で解剖を実施
 - ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断の実施
 - ③ 感染症の検査、薬毒物検査等の実施
 - ④ 関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催に必要な経費
(旅費、謝金、会議費等)の財政的支援
- ※「警察等が取り扱う死体の死因
又は身元の調査等に関する法律」
に基づき実施するものを除く。

【本事業の補助金を活用した都道府県数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
都道府県数	24	27	31	30	40

※令和6年度は交付決定した都道府県数

出典: 厚生労働省資料による

9 検案に際して行われる検査の費用等の金額の基準や算定根拠の在り方に係る研究 成果の取りまとめ等

【施策番号 50】

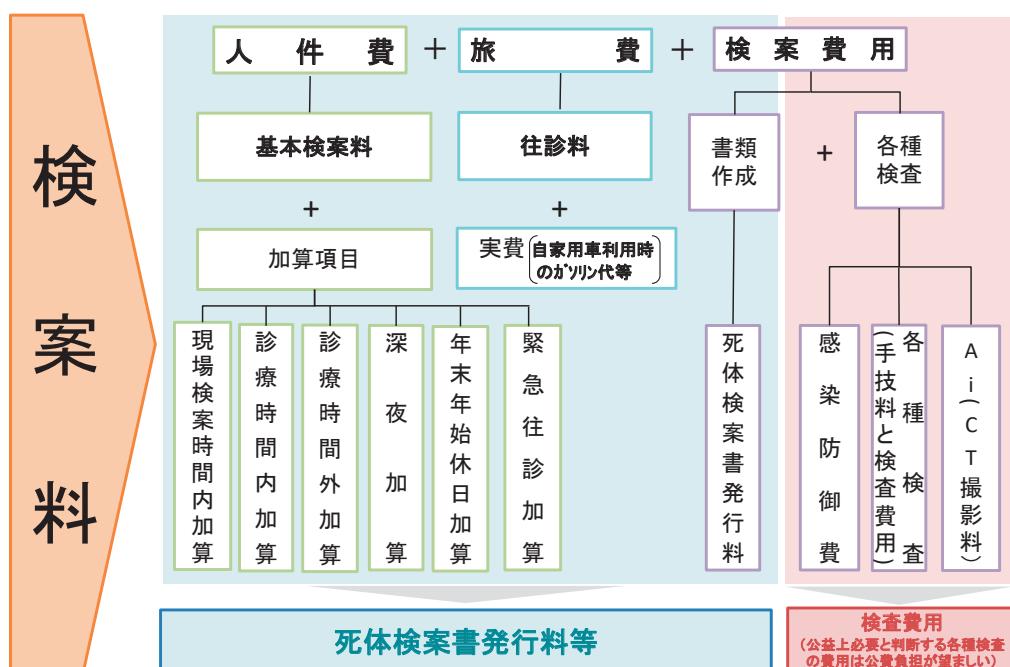
厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明等に関する研究を推進しており、その中で、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担の在り方について検討が行われた。

令和5年度は、警察業務に協力している又は検案の現場を担っている医師を対象に、検査の費用や検案書発行料の金額基準や算定根拠についての考え方に関するアンケート調査（死体検案料に関する意識調査）を実施した。これまで本研究にて検討してきた検案料についての基本的な考え方と、当該調査対象者の大半の考え方には大きな相違はなかった。

令和6年度は、各都道府県知事に対して、本研究成果は、死体検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の目安の一助になると考えられること等を通知するとともに、その内容の了知及び管下医療機関等に対する周知を依頼している。

資料5-1-9 検案料支払い基準を検討する際に考慮する要素

検案料支払い基準を検討する際に考慮する要素



出典：厚生労働省資料による

10 死亡診断書（死体検案書）の様式及び電子的交付の検討

【施策番号 51】

厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明等に関する研究を推進しており、その中で、死亡診断書（死体検案書）の様式や電子的交付について検討が行われた。

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）において、死亡診断書（死体検案書）の提出を含めた死亡に関する手続のオンライン・デジタル化に向けて、課題の整理を行うとともに、オンライン・デジタル化実現に向けた具体的なシステム設計に関する検討を進める旨が記載された。厚生労働省においては、これらの研究や政府全体のデジタル化の取組方針を踏まえながら、死亡診断書（死体検案書）の電子的交付について、関係省庁と連携して検討を進めている。

11 検案に従事する臨床医等が死因判定等について悩んだ際に法医学者に相談できる体制の運用及び充実

【施策番号 52】

厚生労働省においては、平成30年度以降、臨床医等が検案に当たって的確な判断を行えるよう、日本医師会に委託して、検案に従事する臨床医等が死因判定等について悩んだ際に、法医学を専門とする医師に電話で相談できる体制を構築する事業を行っている。

令和2年度までは、一部の地域を対象にするなど試行的な運用を行っていたが、令和3年度以降、全国的な運用を開始しており、地方協議会等の場において、同事業の普及啓発を図っている。

資料 5-1-11 死体検案相談事業の概要

死体検案相談事業

- 監察医制度のない地域では、一般に、臨床医学を専門とする検案医が、死体検案を実施。
- 検案医が警察の依頼に基づく検視立会い及びこれに伴う死体検案を行う際、法医学を専門とする医師に電話等で相談できるよう「検案相談窓口」を設置することにより、検案体制を強化。



出典：厚生労働省資料による

12 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

【施策番号 53】

文部科学省においては、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学に要請している。

令和6年度は、全国医学部長病院長会議定例社員総会や、歯科大学学長・歯学部長会議等の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

第2節

解剖等の実施体制の充実

1 地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力

【施策番号54】(再掲)

P24 【施策番号25】参照

2 死因究明に関して中核的な役割を果たす医療機関等の施設及び設備を整備する費用の支援

【施策番号55】

厚生労働省においては、平成22年度以降、死因究明体制の構築を推進することを目的として、死因究明に関して中核的な役割を果たす医療機関等に対し、死因究明のための解剖や死亡時画像診断の実施に必要な施設及び設備の整備に要する費用を補助する死亡時画像診断システム等整備事業を実施している。

令和6年度は、10都道府県から、CT画像診断装置の購入に要する経費等に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。

資5-2-2 ➤ 死亡時画像診断システム等整備事業の概要

死亡時画像診断システム等整備事業

目的

- 死因究明のための死体解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断システムを導入する都道府県等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図ること。

事業内容

- 補助先:都道府県等
- 補助率:1/2

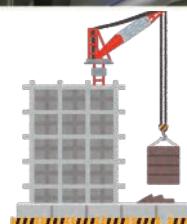
①施設整備

死因究明のための死体解剖又は死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室)の支援



②設備整備

死因究明のための死体解剖又は死亡時画像診断の実施に必要な設備購入費(解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等)の支援



【本事業の補助金を活用した都道府県数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
都道府県数	2	1	5	10	10

※令和6年度は交付決定した都道府県数

出典: 厚生労働省資料による

3 異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援

【施策番号 56】(再掲)

P45 【施策番号 49】参照

4 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

【施策番号 57】(再掲)

P48 【施策番号 53】参照

TOPICS

6 東京都監察医務院における取組

死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第8条第1項では、「政令で定める地を管轄する都道府県知事は、その地域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑のある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検案をさせ、又は検案によつても死因の判明しない場合には解剖させることができる。」と規定されており、この「政令で定める地」については、監察医を置くべき地域を定める政令（昭和24年政令第385号）において、「東京都の区の存する区域、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市」と規定されている。

これらの規定に基づき東京都に置かれている東京都監察医務院は、令和6年8月1日現在、常勤の医師13名、臨床検査技師13名及びその他の職員26名並びに非常勤の監察医61名、診療放射線技師4名及びその他の職員13名により組織され、庁舎には、解剖台、薬化学検査機器、病理組織検査機器、X線CT装置等の死因究明に必要な設備が整備されている。

東京都監察医務院の業務は、東京都の23区内における不自然死（死因不明の急性死や事故死等）について、死体の検案を行うとともに必要に応じて解剖を行うなどして、死因の究明等を行うことであり、令和6年に扱った検案件数は1万6,449件、このうち、解剖件数は2,222件となっている。

東京都監察医務院は、これらの業務を通して、これまでに、肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の血栓発生源がヒラメ筋静脈にあることを証明し、その予防策を普及させることに繋げたり、犯罪に起因する死亡である蓋然性が高度に認められる死体について警察に通報し、犯罪捜査に繋げたりするなど、公衆衛生の向上や安寧秩序の維持に大きく貢献している。

情報発信の取組としては、東京都保健医療局のホームページにおいて、検案及び解剖において得られた統計数値等や、熱中症に関する死亡者数の状況等の掲載も行っている。

また、医師や警察官等を対象とした研修等にも力を入れており、死因究明に携わる人材の育成にも寄与している。

東京都監察医務院の外観



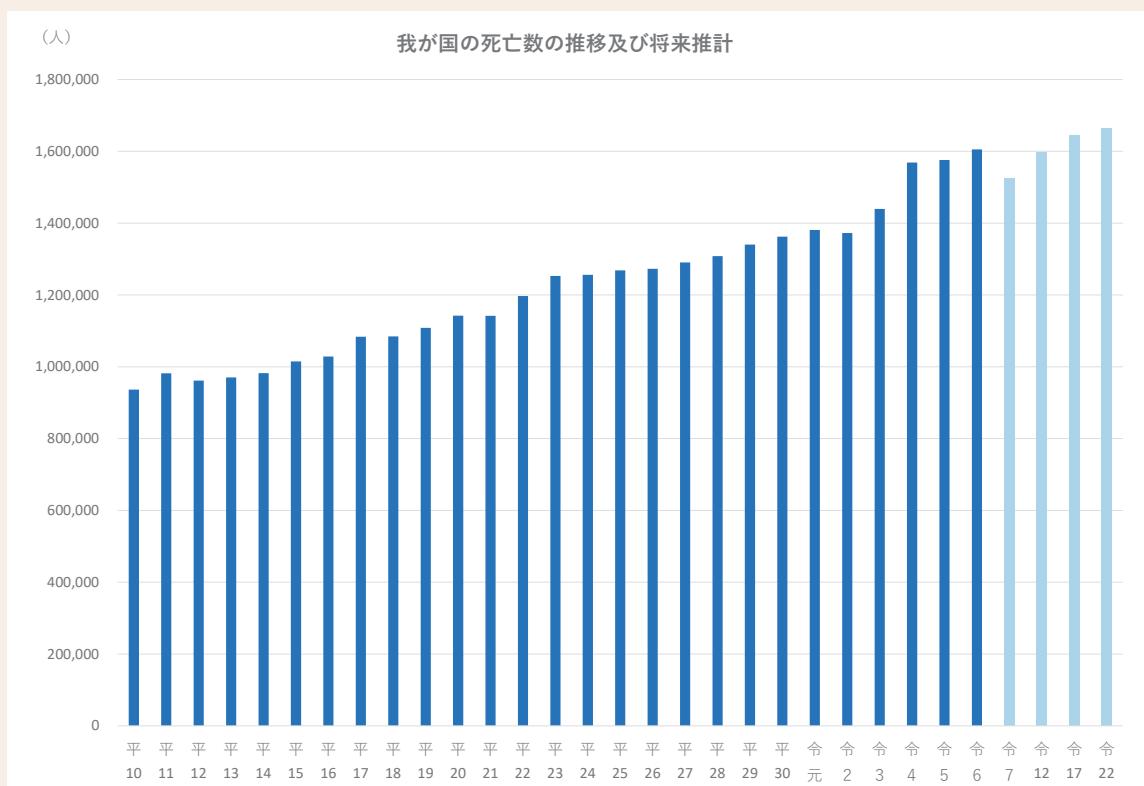
写真提供：東京都監察医務院

TOPICS

7 我が国における死亡数等の推移と各都道府県における解剖実施体制

我が国の死亡数は、増加傾向にあり、平成15年には100万人を超え、令和6年は160万5,378人にまで達している。

また、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位・死亡中位）によれば、今後も死亡数の増加は続き、令和22年には約166万5千人まで増加すると推計されている。



出典：厚生労働省資料による

こうした中、警察や海上保安庁が取り扱った死体のうち、犯罪の嫌疑が認められるものは司法解剖が、司法解剖の対象ではなくとも、その死因が、警察等として被害の拡大・再発防止等の措置を講ずる必要があるような市民生活に危害を及ぼすものであるか否かを確認するため、必要があるものは調査法解剖が、それぞれ実施されている。

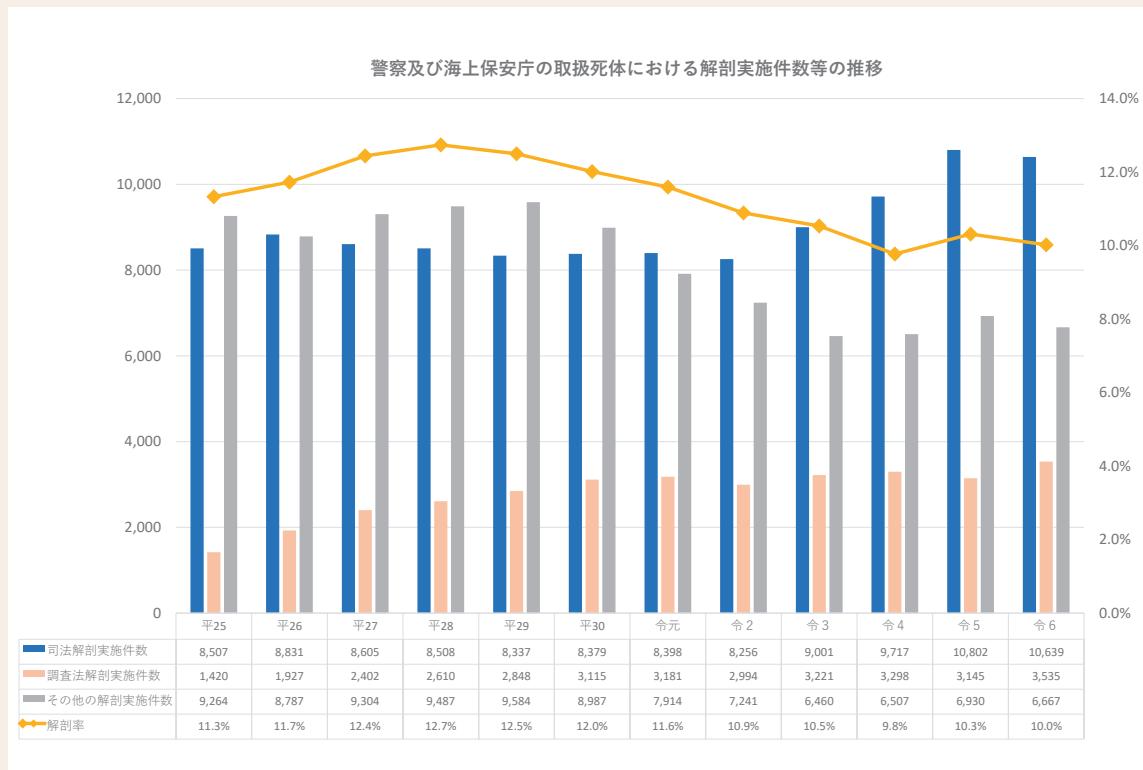
また、これらの解剖が実施されない場合でも、公衆衛生等の観点から（例えば、感染症による死亡が疑われる死体について、その死因を明らかにして感染拡大防止措置の要否等を判断する必要がある場合）、死体解剖保存法の規定に基づき、監察医解剖が実施されたり、承諾解剖が実施されたりするケースもある。

警察及び海上保安庁が取り扱った死体について、死因・身元調査法が施行された平成25年から令

TOPICS

和6年までの間の解剖率^{注6)}をみると、平成25年の11.3%から平成28年の12.7%に徐々に上昇し、その後、令和6年の10.0%まで減少している。

また、解剖の種別ごとにその実施件数をみると、司法解剖の実施件数は令和3年以降増加傾向にある一方、調査法解剖の実施件数は平成30年以降概ね横ばいであり、その他の解剖（監察医解剖、承諾解剖等をいう。以下同じ。）の実施件数は、平成30年以降減少傾向にある。



※ 令和3年以降は警察における取扱死体に交通関係による死者を含む。

出典：厚生労働省資料による

このうち、令和6年の解剖の実施状況を都道府県ごとにみると、特に、その他の解剖については、30都道府県において1件も実施されていないなど、公衆衛生等の観点から解剖が行われているかどうかは、地域によって大きな差がみられる。

さらに、こうした解剖は、大学の法医学教室、一部の地域に設置されている監察医務機関等において実施されているが、これらの法医解剖実施機関において解剖等を実施する常勤職員の法医の数^{注7)}が1人の都道府県もあるなど、人的体制の脆弱性が見受けられる。

近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、こうした感染症に感染している可能性

注6) 警察及び海上保安庁が取り扱った死体のうち、解剖が実施されたものの割合。

注7) ここにおいて法医の数とは、①法医学の教授及び准教授の医師、②死体解剖資格を有し、法医学を専門としている医師、③監察医のうち、厚生労働省で把握している人員数をいう。



TOPICS

のある死体について、これらの機関に解剖が委託されるケースも少なくないが、解剖における感染予防のために望ましいとされる空調設備等が十分に整備されていない機関も多く、施設・設備面での体制が十分とは言い難い。

こうした中、厚生労働省においては、各地域において、必要な解剖等が実施される体制の構築が推進されるよう、都道府県知事が必要と判断する解剖等の実施費用を補助する事業や、解剖等の実施に必要な施設及び設備の整備費用を補助する事業、各地域における死因究明拠点の整備を推進するための死因究明拠点整備モデル事業等を実施している。



第6章

死因究明のための 死体の科学調査の活用

第1節	薬物及び毒物に係る検査の活用	56
第2節	死亡時画像診断の活用	61

第1節

薬物及び毒物に係る検査の活用

1 地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力**【施策番号 58】(再掲)**

P24 【施策番号 25】参照

2 死因究明に関して中核的な役割を果たす医療機関等の施設及び設備を整備する費用の支援**【施策番号 59】(再掲)**

P49 【施策番号 55】参照

3 異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援**【施策番号 60】(再掲)**

P45 【施策番号 49】参照

4 各地域における死因究明に係る薬毒物検査の持続可能な体制の検討及び整備への支援**【施策番号 61】**

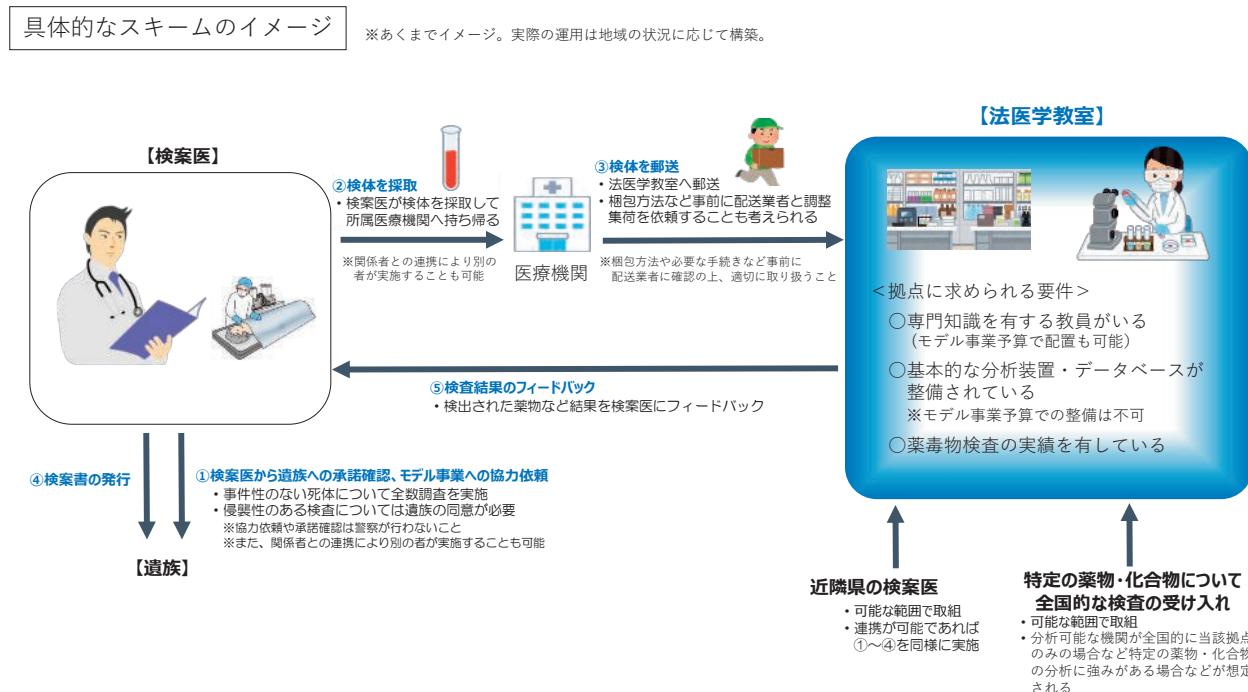
死因究明に係る薬毒物検査については、専門的科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われることが重要である。

厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和4年度から、死因究明拠点整備モデル事業（薬毒物検査拠点モデル事業）を実施している。

薬毒物検査拠点モデル事業は、大学の法医学教室や検案する医師等が連携し、公衆衛生の観点から薬毒物検査を実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。

令和6年度は、1大学で同事業を実施するとともに、これまでの成果や課題を踏まえ、他大学との連携により、検査可能な薬毒物の拡大やコスト削減等を検討することなどを、各地域における取組内容の具体例として新たに明記したところ、引き続き、薬毒物検査を含め、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。

資料6-1-4 死因究明拠点整備モデル事業（薬毒物検査拠点モデル事業）のイメージ



出典：厚生労働省資料による

5 必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備等

【施策番号 62】(再掲)

P35 【施策番号 32】参照

6 警察における必要な定性検査の適切な実施

【施策番号 63】

警察が死体の取扱いに際して実施する薬毒物検査には、死体取扱現場で行われる簡易検査と科学捜査研究所等で行われる本格的な定性検査がある。警察においては、死体取扱現場において、薬物及び毒物を検知することができる簡易薬毒物検査キットを用いた予試験を徹底することや、複数の簡易薬毒物検査キットを活用するなど薬毒物検査の充実を図るとともに、必要があると認めるときは、科学捜査研究所等において、分析機器による本格的な定性検査を実施している。

令和6年中に警察が取り扱った死体20万4,184体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく薬毒物検査が行われたものは19万1,110体（93.6%）であり、科学捜査研究所等において分析機器による検査が行われたものは8,384体（4.1%）であった。

資6-1-6 科学捜査研究所等における分析機器による薬毒物検査実施体数・実施率の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
死体取扱数	169,496	173,220	196,103	198,664	204,184
うち薬毒物定性検査実施体数(※)	9,669	9,478	8,611	8,999	8,384
実施率	5.7%	5.5%	4.4%	4.5%	4.1%

※ 死因・身元調査法第5条の規定に基づき、科学捜査研究所等において分析機器により実施したものに限る。

出典：警察庁資料による

7 死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会等との連携強化等

【施策番号 64】(再掲)

P36 【施策番号 33】参照

8 海上保安庁における必要な予試験の確実な実施

【施策番号 65】

海上保安庁においては、死体の取扱いに際して、死体から採取した体液又は尿中の薬毒物の有無を確認するため、簡易検査キットを用いた薬毒物検査を積極的に実施しているほか、必要があると認めるときは、都道府県警察又は大学の法医学教室に嘱託し、薬毒物に係る定性検査を実施している。

令和6年中に海上保安庁が取り扱った死体381体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づき薬毒物検査が行われたものは146体(38.3%)であり、このうち、都道府県警察又は大学の法医学教室に嘱託して、分析機器による検査が行われたものはなかった。

資6-1-8 海上保安庁における薬毒物検査実施体数・実施率の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
死体取扱数	312	276	355	331	381
うち薬毒物検査実施体数(※)	54	53	45	52	146
実施率	17.3%	19.2%	12.7%	15.7%	38.3%

※ 死因・身元調査法第5条の規定に基づき実施したものに限る。

出典：海上保安庁資料による

9 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

【施策番号 66】(再掲)

P48 【施策番号 53】参照

8 薬毒物検査拠点としての旭川医科大学における取組

旭川医科大学法医学講座においては、主に道北・道東方面における異状死体について、解剖や各種検査により死因の究明を行っており、検査時に犯罪性がないと判断される事例であっても、公衆衛生の観点から薬毒物検査を必要とした場合に検査を依頼できる体制が必要であると考えている。

当講座では、検査目的や対象物質に応じた精密分析装置として、薬毒物を特定して検索するターゲット分析及び定量分析に適したトリプル四重極型LC-MS/MS、薬毒物を特定せずに検索するノンターゲット分析に適したオービトラップ型LC-MS/MS、揮発性化合物のターゲット分析及びノンターゲット分析に適したGC-MS等を整備している。また、これらの精密分析装置は、広範囲な定性分析が可能となっている。

他方で、広大な土地面積を有する北海道においては、試料を検査機関に集約する効率的な手段構築が課題となっている。そこで、当講座は、令和6年度に「死因究明拠点整備モデル事業（薬毒物検査拠点モデル事業）」(P56【施策番号61】参照)を活用し、北海道における拠点として薬毒物検査体制の充実に取り組んだ。本モデル事業の具体的な流れは次のとおりである。

【モデル事業の流れ】

1. 検査時に遺族の同意を得て、同意書を取得後、検査医がオーダー票を記載
※検査項目はオーダー票にチェックする形式
【薬毒物（定性・定量）、アルコール、青酸、有機リン系農薬、パラコート、CO-Hb】
2. 試料、オーダー票、同意書を法医学講座が受け取り、検査を実施
3. 検査結果については口頭で迅速に報告を行い、後日報告書を担当警察署と検査医にそれぞれ発行
4. 同意書において結果開示を希望した遺族には、別途郵送にて結果報告

本モデル事業の成果としては、旭川市内の2警察署管内における検査を対象とし、警察を介して各地域の検査医と当講座が連携をとり、試料の輸送や結果の報告を行うための体制を構築することができた。その後、全道検視官会議で本取組を紹介するとともに、北海道内各方面の検査医11人に協力依頼をすることでエリア拡大を図っていった。結果として、37件の薬毒物検査を受託し、そのうち2件については、当初薬毒物が死因に関与していないと考えられていたものの、中毒濃度以上の薬毒物を検出し、死因の変更や解剖実施のきっかけとなった。

本モデル事業を通じた課題としては、検査医から当講座への依頼が想定より少なく、薬毒物関連死に対する問題意識の低さがうかがえたため、検査医に対する薬毒物関連死に関する情報共有の必要性が確認された。また、より精度の高い分析結果の解析を行い、薬毒物の関与の有無を明確にするため、検査医から拠点への依頼時に処方薬・常用薬のリスト添付の必要性が確認された。

今後は、本モデル事業において得られたこれらの成果や課題も踏まえつつ、引き続き、道内における死因究明に係る薬毒物検査が適切に実施されるよう努めていく。

オービトラップ型LC-MS/MS



トリプル四重極型LC-MS/MS



GC-MS



写真提供：旭川医科大学

第2節

死亡時画像診断の活用

1 地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力

【施策番号 67】(再掲)

P24 【施策番号 25】参照

2 死因究明に関して中核的な役割を果たす医療機関等の施設及び設備を整備する費用の支援

【施策番号 68】(再掲)

P49 【施策番号 55】参照

3 異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援

【施策番号 69】(再掲)

P45 【施策番号 49】参照

4 死亡時画像診断に関する研修会の充実

【施策番号 70】(再掲)

P 6 【施策番号 7】参照

5 小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集及び分析等

【施策番号 71】(再掲)

P 7 【施策番号 8】参照

6 死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会等との連携強化等

【施策番号 72】(再掲)

P36 【施策番号 33】参照

7 死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の構築及び強化

【施策番号 73】(再掲)

P36 【施策番号 34】参照

8 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

【施策番号 74】(再掲)

P48 【施策番号 53】参照

TOPICS

9 香川県警察における死亡時画像診断の活用

警察では、職務に関して死体を発見し、又は死体を発見した旨の通報を受けた場合、警察署の検視官や警察における死体取扱業務の専門家である検視官が、当該死体の発見現場に臨場するなどして、死体の状況や現場資料等の調査、関係者からの聴取等を行った上、医師の協力も得ながら総合的に犯罪性の有無を判断している。

調査等の過程においては、犯罪死見逃しの絶無を期すため、死因・身元調査法に基づき、体液、尿その他の物を採取し、当該物における薬毒物等の含有の有無について早期に科学的判断を得ることができる簡易検査等を的確に実施するとともに、必要な解剖を確実に実施するよう努めている。

また、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、検視官が死体や現場の状況等をリアルタイムに確認することができるよう、現場の映像等の送信が可能な映像伝送装置の活用を行うとともに、死亡時画像診断も積極的に活用している。

CT等を用いた死亡時画像診断は、脳出血、大動脈解離等の出血性病変や骨折等の存在を一定程度明らかにできることから、死因の究明に有益であるほか、解剖要否の判断や解剖による死因判定の精度向上にも繋がるため、香川県警察では死亡時画像診断を積極的に実施するよう努めている。

令和6年4月1日現在、香川県警察において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は28機関であり、令和6年中に香川県警察が取り扱った死体1,784体のうち、15%を超える283体に対して死亡時画像診断を実施し、死因の究明等に活用した。

今後、我が国の死者数の増加に伴い、全国警察における死体取扱数も増加していくことが想定されるが、香川県警察では、必要な薬毒物検査や解剖の確実な実施に加え、死亡時画像診断を積極的に活用するなど、総合的に犯罪死の見逃し防止に取り組んでいきたい。



第7章

身元確認のための死体の 科学調査の充実及び 身元確認に係るデータベースの整備

1 歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力**【施策番号 75】(再掲)**

P26 【施策番号 29】参照

2 「身元確認照会システム」の適正かつ効果的な運用**【施策番号 76】(再掲)**

P37 【施策番号 35】参照

3 身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等**【施策番号 77】(再掲)**

P38 【施策番号 36】参照

4 歯科診療情報を身元確認において活用するための大規模データベースの構築に向けた検討等**【施策番号 78】**

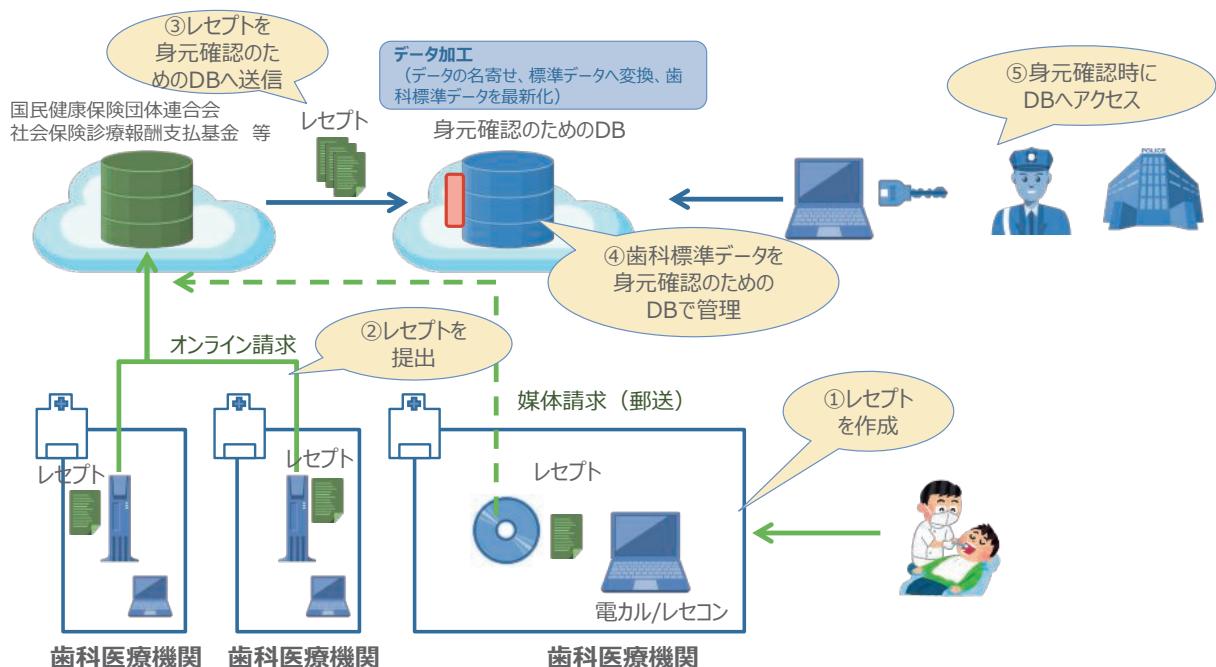
厚生労働省においては、歯科情報による身元確認の効率化・迅速化を図るため、平成25年度から、口腔診査情報標準コード仕様（歯科診療情報をレセプトコンピュータから出力するための共通コード。以下「標準コード仕様」という。）の作成を開始し、令和3年3月に厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として採用した。令和3年度は、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築に向け、歯科情報の利活用推進事業において、レセプトデータから作成した標準コード仕様による個人識別の精度について検証を行うとともに、歯科診療情報の収集及び身元確認データベースの構築における個人情報の取扱い等について課題を整理した。

令和4年度以降は、歯科医療機関に対して、現状のレセプト提出方法やデジタルレントゲン装置の導入状況等についてのアンケート調査を実施するとともに有識者ヒアリングを行い、身元確認データベースの構築・運用に向けた課題の抽出及び整理を行っている。令和6年度は、先行して進んでいる電子カルテ情報の標準化等の医療DXの取組を踏まえ、歯科医療機関間や歯科・医科の医療機関間において共有すべき情報等について検討を行った。また、歯科情報を活用した身元確認データベースの構築・運用には、データの提供者となる歯科医療機関等の理解等が重要であることから、歯科医療機関等の職員を対象に研修を開催し、歯科診療情報の標準化の意義や必要性等の普及・啓発を行っている。

引き続き、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築等に向けた取組を進めていくこととしている。

資料7-4

歯科情報の利活用推進事業におけるレセプトデータからの身元確認データ収集イメージ



出典：厚生労働省資料による

5 身元不明死体に係る必要なDNA型鑑定、歯牙の調査等を確実に実施するための海上保安庁と都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の構築及び強化

【施策番号79】(再掲)

P41 【施策番号41】参照



第8章

死因究明により得られた情報の活用 及び遺族等に対する説明の促進

第1節	死因究明により得られた情報の活用	70
第2節	死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進	76

第1節

死因究明により得られた情報の活用

1 死因・身元調査法に基づく通報の実施

【施策番号80】

警察及び海上保安庁においては、死因・身元調査法第9条の規定に基づき、死因・身元調査法第4条の規定による調査、第5条の規定による検査又は第6条の規定による解剖により明らかになった死因が、その後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報している。

令和6年中の、警察における死因・身元調査法第9条の規定に基づく通報等の件数は752件であり、海上保安庁における同条の規定に基づく通報はなかった。

資料8-1-1-1 警察における死因・身元調査法第9条の規定に基づく通報等件数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
通報件数	1,017	1,497	2,045	870	752

出典：警察庁資料による

資料8-1-1-2 海上保安庁における死因・身元調査法第9条の規定に基づく通報件数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
通報件数	0	0	0	0	0

出典：海上保安庁資料による

2 解剖、死亡時画像診断等の情報を収集するデータベースの構築等

【施策番号81】

厚生労働省においては、令和6年度は、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断等に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するためのデータベースについて、各種法令や指針を踏まえ、適切に運用するための検討を行ったほか、その技術的課題や運用上改善を要する点の有無を明らかにするため、当該データベースを試行的に運用した。

3 異状死死因究明支援事業等の検証等

【施策番号82】(再掲)

P 4 【施策番号4】参照

4 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号83】(再掲)

P 4 【施策番号5】参照

5 死亡時画像診断に関する研修会等への警察による協力

【施策番号84】(再掲)

P 8 【施策番号9】参照

6 検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元

【施策番号85】(再掲)

P 6 【施策番号6】参照

7 死亡診断書（死体検案書）の様式及び電子的交付の検討

【施策番号86】(再掲)

P47 【施策番号51】参照

8 CDRに関する体制整備についての必要な検討

【施策番号87】

CDRは、こどもが死亡したときに、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするものである。

厚生労働省においては、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）や基本法が施行されたことを踏まえ、内閣府、警察庁、法務省及び文部科学省

と連携しつつ、令和2年度より、CDRの体制整備に向けた検討を進めるため、一部の都道府県を実施主体として予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業を開始した。また、CDRの推進に当たっては、CDRそのものについての国民の理解が重要であることから、令和4年度には、新たに広報啓発事業として、CDRの意義、取組等を紹介するシンポジウムを開催するとともに、厚生労働省Webサイト（現在はこども家庭庁Webサイト）に、子どもの命を守るために予防策の一覧や動画等を掲載した。

令和5年4月にCDRについては、厚生労働省からこども家庭庁に移管され、引き続き上記事業の推進及びCDRの体制整備等に向けた検討を進めている。

資料8-1-8 予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業（概要）

こどもみんなの
こども家庭庁

予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業

成育局 母子保健課

令和7年度予算 1.0億円（1.2億円）【令和2年度創設】

目的

- 予防のための子どもの死亡検証は、子どもが死亡したときに、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 成育基本法や、死因究明等推進基本法を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内容

（1）推進会議

医療機関、行政機関、警察等と子どもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

（2）情報の収集・管理等

子どもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

（3）多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果票）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国10／10
- ◆ 補助単価：年額 13,156,620円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：（変更交付決定ベース）
令和6年度：10自治体
(北海道、福島県、群馬県、東京都、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、鳥取県、香川県)

出典：こども家庭庁資料による

9 虐待による死亡が疑われる事例の児童相談所等への共有

【施策番号 88】

虐待による死亡が疑われる事例の児童相談所等への共有については、医療機関や大学の法医学教室等において虐待による死亡が疑われる判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報が共有されるよう、その具体的な方法等について関係省庁が協議を行い、令和4年4月に関係機関・団体へ周知を行った。

また、児童相談所と医療機関や大学の法医学教室等との連携については、令和4年6月の児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により、都道府県知事又は児童相談所長は、入所措置等に関する必要があると認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学（大学の学部を含む。）、児童福祉施設、当該措置に係る児童が在籍する又は在籍していた学校その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることとされ、これらの協力等を求められた者はこれに応ずるよう努めなければならないことと規定された。児童相談所長等が協力を求めることができる関係機関として、「医学に関する大学（大学の学部を含む。）」が規定されたことで、法医学教室等が、児童虐待対応において児童相談所と連携する機関であることが法令上明確にされた。これにより、児童相談所が法医学教室等に対し、児童虐待が疑われる児童が外傷を負うに至った原因や経緯及び重症度等に関する意見を求めることが可能となる。児童を法医学教室等に同行させることができない場合には、全身の診察により児童相談所が把握している傷のほかに外傷があるか等についても意見を求めることがより円滑に行われることが期待される。

上記の児童福祉法の改正（令和6年4月施行）の内容とその趣旨については、令和4年8月に関係機関・団体へ通知して、連携の一層の強化を図っている。

TOPICS

10 三重県におけるCDRの取組

政府では、CDRの体制整備に向けた検討を進めるため、令和2年度より、一部の都道府県を実施主体として予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業（P71【施策番号87】参照）を実施している。三重県では、平成24年及び平成25年において、乳幼児死亡率が全国と比べて高く、特に乳児死亡率については、平成24年が全国ワースト2位、平成25年が全国ワースト4位となり、平成27年度に、乳幼児の事故予防の検討及び啓発を目的とした乳幼児の事故予防等推進事業が行われた。また、同年からは有志のCDRの勉強会が開催されるようになった。こうした経緯やCDRの必要性等を踏まえ、三重県では令和2年度より予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業を実施している。

令和6年度の三重県の予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業で取り扱う対象は、令和6年1月から12月までに死亡した18歳未満の子どもとした。子どもの死亡事例を把握するためには、三重県では、県内の小児救急取扱医療機関及び法医解剖実施機関に対して、対象者の死因や死後検査等の情報を記載する死亡調査票の提出を依頼し、あわせて、死亡情報を可能な限り漏れなく収集するため、人口動態調査死亡小票の閲覧を申請した上で、保健所の協力のもと人口動態調査死亡小票により把握している。その上で、検証に必要となる対象者や家族背景等の追加情報は、必要に応じて医療機関や福祉機関といった関係機関に照会することで、収集している。なお、情報収集中に当たっては、死亡した18歳未満の子どもの遺族に対して、小児救急取扱医療機関等から、遺族の個人情報等を提供することに関する意向を確認するための書類を配布し、遺族の意向の確認を行っている。

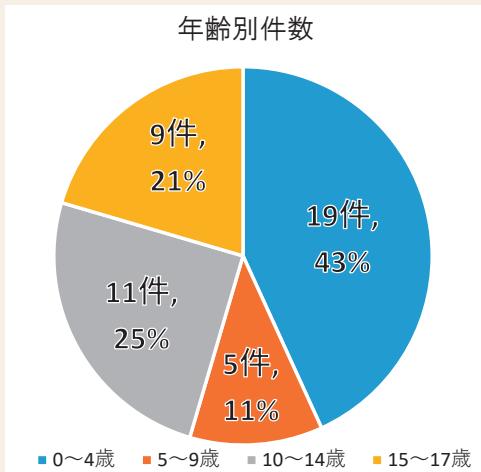
このような体制で把握された子どもの死亡事例は、令和6年度は44件であった。このうち、年齢別にみると、最も多いのが「0～4歳」で19件（全体の43%）、次に「10～14歳」が11件（全体の25%）であった。また、死因別にみると、最も多いのが「先天性（染色体異常、遺伝子異常、先天異常）」で8件（全体の21%）、次に「自傷・自殺」、「外因傷病」がそれぞれ6件（全体の15%）（※）であった。

令和6年度は、発達にハンディキャップを持つ子どもが、その衝動制御の困難さから、食物の「丸のみ」、「早食い」などを行った結果、窒息により死に至る事例等を踏まえて、乳幼児や発達にハンディキャップを持つ子どもへの事故予防として、三重県CDR政策提言委員会から三重県知事に対して、子どもの発達段階に合った食事指導を行うことの重要性について提言されている。

現在、三重県では、予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業を通じて、子どもの死亡に対するグリーフケアの提供体制が課題として挙げられており、CDRの実施に際しては、死亡直後から保護者や兄弟姉妹といった遺族の心情に配慮することが重要であり、グリーフケアが継続的に提供される体制構築についても議論がされている。

（※）死因別の割合は、県外居住・県外医療機関・スクリーニング未実施を除いて、合計39件とした割合を記載している。

TOPICS



出典：三重県資料による

第2節

死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進

1 犯罪捜査の手続が行われた死体に係る死因等についての丁寧な遺族等への説明

【施策番号89】

警察、検察庁及び海上保安庁においては、犯罪死体等の犯罪捜査の手続が行われた死体について、刑事訴訟法第47条の趣旨等を踏まえ、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に配意しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を行うよう努めている。

2 犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等についての丁寧な遺族等への説明

【施策番号90】

警察及び海上保安庁においては、犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつ、死因・身元調査法第10条の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなどして丁寧な説明に努めている。

また、死体の調査、解剖等に関する手続等を記載したパンフレットを作成・活用するなどして、遺族等の心情に配意した適切な対応に努めている。

資8-2-2 遺族説明用パンフレット（岡山県警察）



出典：警察庁資料による

3 解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に対する遺族等への説明の依頼

【施策番号91】

警察及び海上保安庁においては、遺族等への死因等の説明に際して、解剖結果、死亡時画像診断結果、検査結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を踏まえた対応に努めている。

4 死亡診断書（死体検査書）の内容についてできるだけ丁寧に説明すべきことについての周知

【施策番号92】

厚生労働省においては、医師が死亡診断書（死体検査書）を作成するに当たっての留意事項等をまとめた死亡診断書（死体検査書）記入マニュアル^{注8)}を発行しており、その中で、遺族等からの要望があった場合、死亡診断書（死体検査書）の内容について遺族へできるだけ丁寧に説明を行うことなどについて記載し、その周知を図っている。

令和6年度も、前年度に引き続き、同マニュアルを厚生労働省のホームページに掲載してその周知を図った。

資料8-2-4 令和6年度版 死亡診断書（死体検査書）記入マニュアル



出典：厚生労働省資料による

注8) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/>



第9章

情報の適切な管理

1 死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対する情報管理の重要性の周知徹底

【施策番号93】

厚生労働省においては、令和6年度中に開催された地方協議会や各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、それぞれの参加者に対して、死因究明等により得られた情報については、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮して管理する必要があることを踏まえ、当該情報を取り扱う者に情報管理の重要性を周知徹底するよう依頼した。

文部科学省においては、令和6年度中に開催された全国医学部長病院長会議定例社員総会や、歯科大学学長・歯学部長会議等の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対する情報管理の重要性を含む死因究明等推進計画の趣旨等を周知した。

警察、検察庁、海上保安庁及びこども家庭庁においては、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮しつつ、個人情報の管理に関する法令等に基づき、死因究明等により得られた情報の適切な管理に努めている。

